自動車検査員研修資料

令和4年度版



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目　　次

第一章　整備事業関係

1	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について 〔令和3年9月1日　国自整第124号〕	1
2	指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について 〔令和3年10月12日　国自整第169号〕	13
3	指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について 〔令和3年10月15日　報道発表資料〕	16
4	自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について(「検査用スキャンツール」の技術的な基準) 〔令和3年10月15日　報道発表資料〕	24
5	引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！ 〔令和3年12月10日　報道発表資料〕	27
6	指定自動車整備事業における「自動車ＯＳＳによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて 〔令和3年12月23日　国自整第227号の2〕	29
7	自動車ＯＳＳによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について〔令和3年12月23日　事務連絡〕	32
8	大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！ 〔令和4年2月18日　報道発表資料〕	33
9	自動車整備事業の整備作業時における確実な作業等の徹底について 〔令和4年3月25日　国自整第304号の2〕	39
10	自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します 〔令和4年5月25日　報道発表資料〕	42
11	特定整備認証の計画的な申請について	43
12	「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検に関するよくある質問（OBD点検に関するQ&A）について	45

第二章　検査業務関係

1	事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します（事故情報計測・記録装置（ＥＤＲ: Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います）〔令和3年9月30日　報道発表資料〕	52
2	タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について 〔令和3年11月29日　報道発表資料〕	57
3	リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します 〔令和4年1月7日　報道発表資料〕	63
4	「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について（キャンピング車等構造要件見直しのおしらせ） 〔令和4年3月1日　国自整第278号〕	68

5	4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！ 〔令和4年3月18日　報道発表資料〕	78
6	重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます 〔令和4年3月31日　報道発表資料〕	79
7	「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う関係政令の整備 及び経過措置に関する政令 」を閣議決定　〔令和4年5月17日　報道発表資料〕	81
8	道路運送車両法施行規則等の改正について（車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました） 〔令和4年5月20日　報道発表資料〕	82

第三章　実務の設問と解説

1	最近の自動車検査員教習の問題から	102

第四章　独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第37次改正） 〔令和3年6月30日　報道発表資料〕	106
2	審査事務規程の一部改正について（第39次改正） 〔令和3年8月31日　報道発表資料〕	107
3	審査事務規程の一部改正について（第40次改正） 〔令和3年9月30日　報道発表資料〕	108
4	審査事務規程の一部改正について（第42次改正） 〔令和4年1月31日　報道発表資料〕	109
5	審査事務規程の一部改正について（第43次改正） 〔令和4年3月29日　報道発表資料〕	111
6	自動車技術総合機構からのお知らせ	112
7	OBD検査の導入に向けた事前準備について	114

第五章　軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	123

2	Internet Explorerサポート終了に伴うお知らせ	124
3	構内・検査コースの事故防止について	125
4	お願い	125
5	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	128
6	受検者の皆様へ	129
7	すれ違い用前照灯の計測方法の変更について	132
8	検査の高度化機器の本格運用を行います	134
9	諸元測定した車両の写真撮影について	136
10	車両番号標取付け注意喚起について	137
11	申請案内サイトの公開について	138
12	ＯＣＲの記載について	139
13	持込検査を受ける認証工場の皆様へ	140
14	軽自動車ＯＳＳ開始のお知らせ	141
15	構内徐行運転にご協力ください	143
16	申請者の皆様へ	144
17	次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法	145

第六章　関連資料

1	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	147

国自整第１２４号
令和３年９月１日

四国運輸局長　殿

自動車局長
（公印省略）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について

本年４月９日に開催された次官連絡会議等の場において、政府全体として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用を促進するため、各省庁の所管事項で本人確認を求めるときその例示に個人番号カードを必ず入れるよう要請があった。これを踏まえ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請に係る添付書類を規定する標記通達について、その他所要の改正とともに、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第１２４号の３
令和３年９月１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　会長
一般社団法人日本自動車工業会　会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会　会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会　会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会　会長
日本自動車輸入組合　理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会　会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会　会長
全国タイヤ商工協同組合連合会　会長
殿

国土交通省自動車局長
（公印省略）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け、国自整第353号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底をお願いします。

別紙

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け、国自整第 353 号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次　（略） 第１節～第３節　（略） 第４節　指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領 １　法第 94 条の２<u>に</u>よる指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添３「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。 ２　法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添３の２「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第 94 条の５第２項、第３項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、<u>別添</u>３の３「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。 第５節　（略） 附則 １．～４．　（略） ５.改正省令附則第４条各号の全ての規定の適用を受けている指定	別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次　（略） 第１節～第３節　（略） 第４節　指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領 １　法第 94 条の２よる指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添３「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。 ２　法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添３の２「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第 94 条の５第２項、第３項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、<u>別紙</u>３の３「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。 第５節　（略） 附則 １．～４．　（略） ５.改正省令附則第４条各号の全ての規定の適用を受けている指定

自動車整備事業者にあっては、令和６年３月 31 日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置又は同条第９号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。	自動車整備事業者にあっては、令和６年３月 31 日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置又は同条第９号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
６．～７．　（略）	６．～７．　（略）
別添１　自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領	別添１　自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
目次　（略）	目次　（略）
第１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙１によることとする。	第１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙１によることとする。
第２～３　（略）	第２～３　（略）
第４　エーミング作業を実施する場所 エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。	第４　エーミング作業を実施する場所 エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第５　（略）	第５　（略）
別添２　優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領	別添２　優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
優良規則第５条から第７条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。	優良規則第５条から第７条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
(1)　優良規則第５条から第７条までの第１号及び優良規則第５条第２号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連	(1)　優良規則第５条から第７条までの第１号及び優良規則第５条第２号実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連
(2)　優良規則第５条第３号 ア～オ　（略） カ　作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク　（略）	(2)　優良規則第５条第３号 ア～オ　（略） カ　作業場の採光、照明、通風、排水、天上の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク　（略）
(3)～(6)　（略）	(3)～(6)　（略）
別添３～３の２　（略）	別添３～３の２　（略）
別添３の３　電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領	別添３の３　電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領
目次 第１　登録情報処理機関に提供する情報 第２　適合標章の用紙	目次 第１　登録情報処理機関に提供する情報 第２　適合標章の用紙

第３　適合標章の記載方法 第４　適合標章の表示 第５　用紙配布等 第６　交付状況の把握等 第１～６　（略） 別添４　整備主任者研修実施要領 目次　（略） 第１　（略） 第２　研修の区分 １　（略） ２　技術研修 (1)～(2)　（略） (3)　研修内容 ア　自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ　自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8)　（略） 別添５　自動車検査員研修実施要領 １～３　（略） ４　研修の項目、内容等	第３　適合標章の記載方法 第４　適合標章の表示 第５　用紙配布等 第１～６　（略） 別添４　整備主任者研修実施要領 目次　（略） 第１　（略） 第２　研修の区分 １　（略） ２　技術研修 (1)～(2)　（略） (3)　研修内容 ア　自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ　自動車の分解整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8)　（略） 別添５　自動車検査員研修実施要領 １～３　（略） ４　研修の項目、内容等

研修項目	研修内容等
(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等 ・適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い
(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃 ・主要通達

５～９　（略）

別紙１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

１　法第 79 条第１項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第２項、第３項に基づく書面は次のとおりとする。（法第 79 条第１項、第２項及び第３項）

(1)　（略）

(2)　添付書面

ア　（略）

イ　申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

研修項目研修内容等

⑴　自動車整備事業・自動車整備事業の役割

自動車整備事業の課題、問題点等

⑵　指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令

ア　指定自動車整備事業者の処分事例等

イ　適正な業務運営

⑶　自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務

ア　自動車検査業務

イ　自動車検査機器の取扱い

⑷　関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃

主要通達

５～９　（略）

別紙１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

１　法第 79 条第１項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第２項、第３項に基づく書面は次のとおりとする。（法第 79 条第１項、第２項及び第３項）

(1)　（略）

(2)　添付書面

ア　（略）

イ　申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面

（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面

ウ～カ　（略）

2　法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第 81 条から第 83 条まで）

(1)　（略）

(2)　添付書面

ア～イ　（略）

ウ　事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1⑵ウの書面（法第 81 条第１項第３号）

エ～キ　（略）

3～5　（略）

別紙２　一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類／項目	一種整備工場	二種整備工場	備考
A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1－1～1－2	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	(略)	機械加工、

ウ～カ　（略）

2　法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第 81 条から第 83 条まで）

(1)　（略）

(2)　添付書面

ア～イ　（略）

ウ　事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1⑵イの書面（法第 81 条第１項第３号）

エ～キ　（略）

3～5　（略）

別紙２　一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類／項目	一種整備工場	二種整備工場	備考
A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1－1～1－2	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	(略)	機械加工、

					原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
	3～4	(略)	(略)	(略)	(略)
C～G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙２の２～２の５　（略）

別紙３　指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

１～２　（略）

３　指定規則第１条第２項第６号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第１条第２項第６項）

ア～オ　（略）

カ　貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる

					原動機、塗装、鍛冶鍛冶等の各作業場
	3～4	(略)	(略)	(略)	(略)
C～G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙２の２～２の５　（略）

別紙３　指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

１～２　（略）

３　指定規則第１条第２項第６号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第１条第２項第６項）

ア～オ　（略）

カ　貸借対照表及びは損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる

書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近６ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

キ　（略）

４～６　（略）

別紙３の２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準

１　（略）

２　要員関係の基準の解釈

(1)～(4)　（略）

(5)　検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）

書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）最近６ヵ月間の仮決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書

キ　（略）

４～６　（略）

別紙３の２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準

１　（略）

２　要員関係の基準の解釈

(1)～(4)　（略）

(5)　検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省省告示第 317 号）

	に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	（略）
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	（略）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、ＣＯ・ＨＣの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6)～(7)　（略）

3　作業場等の基準の解釈

(1)～(4)　（略）

(5)　通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6)　（略）

4　（略）

	に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	（略）
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	（略）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、ＣＯ・ＨＣの整備 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6)～(7)　（略）

3　作業場等の基準の解釈

(1)～(4)　（略）

(5)　通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場おいて、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6)　（略）

4　（略）

別紙３の３～３の８　（略）	別紙３の３～３の８　（略）

附則（令和３年９月１日付国自整第１２４号）

１．本改正は、令和３年９月１日から施行する。

国自整第169号
令和3年10月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

記

1．各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。

2．会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。

3．会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

別紙

国自整第 169 号の 2
令和 3 年 10 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

ついては、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1．研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。

2．指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

別添

事　務　連　絡
令和３年９月２９日

各自動車製作者　御中
各輸入車販売代理店　御中

国土交通省自動車局
整　備　課

自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

【留意点】

１．現場業務の負担について

サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担と感じる業務量となっていないか。

２．安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて

販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。

３．経営層・管理者と現場との意思疎通について

販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか

４．社内監査について

社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。

５．顧客への説明について

車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

１．背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和３年 10 月以降の新型車を対象に、令和６年 10 月から電子的な検査（車検）を開始(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととしします。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和４年 10 月以降の新型車を対象に令和７年 10 月から検査を開始

２．改正概要（省令）

⑴　指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第２条関係】

②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第 12 条関係】

③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第２及び第３号様式関係】

⑵　軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）の一部改正

・軽自動車検査協会について、⑴①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第 13 条関係】

⑶　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成 26 年国土交通省令第 13 号）の一部改正

・指定点検整備事業者について、⑴と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第７条、第８条及び第４号様式関係】

⑷　経過措置

①令和５年４月１日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。

②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

３．スケジュール（予定）

公布：令和３年１０月１５日

施行：令和６年１０月１日（ただし、２．（４）については令和５年４月１日）

○国土交通省令第六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十一、第九十四条の二第一項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十二項において準用する場合を含む。）及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二条の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査の設備の基準） **第二条**　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略）	（検査の設備の基準） **第二条**　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略）

二　対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ　（略）

リ　検査用スキャンツール

２　（略）

（自動車検査用機械器具の校正）

第十二条　指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号（リを除く。）の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

２　（略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

	検査の実施の方法
（略）	（略）
二　装置に関する検査（その１）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。 （略）　（略） (11)　速度表示灯の表示の誤差　速度試験機 (12)　車載式故障診断装置の診断の結果　検査用スキャンツール
（略）	（略）
四　装置に関する検査（その３）	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 （略） (15)　自動運行装置

二　対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ　（略）

（新設）

２　（略）

（自動車検査用機械器具の校正）

第十二条　指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

２　（略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

	検査の実施の方法
（略）	（略）
二　装置に関する検査（その１）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。 （略）　（略） (11)　速度表示灯の表示の誤差　速度試験機 （新設）　（新設）
（略）	（略）
四　装置に関する検査（その３）	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 （略） （新設）

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指　定　整　備　記　録　簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力						前照灯		前部霧灯	警音器
前軸	前前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	取付高さ	右	左	cd	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg				速度計の誤差	排気騒音
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N				＋・－ km/h	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg		cm	cm		
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	光軸	下 cm	下 cm	OBD検査結果	C　O
		左 N	N/kg	N/kg				良・否	%
	後後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		左・右 cm	左・右 cm	タイヤの振れ	H　C
		左 N	N/kg	N/kg				良・否	4 2 特殊 ppm
計		N	車両重量 kg	N/kg	光度	主× 100 cd	主× 100 cd	サイド・スリップ mm	黒煙・粒子状物質 %
手動		N		N/kg				イン・アウト	掴認・テスタ m^{-1}
走行テスト等の方法と結果						副× 100 cd	副× 100 cd		

○目視等による検査

構造	①	最低地上高 □
	②	最大安定傾斜角度 □
	③	最小回転半径 □
装置	①	原動機及び動力伝達装置 □
	②	走行装置 □
	③	操縦装置 □
	④	制動装置 □
	⑤	緩衝装置 □
	⑥	燃料装置及び電気装置 □
	⑦	車枠及び車体 □
	⑧	連結装置 □
	⑨	乗車装置及び物品積載装置 □
	⑩	前面ガラスその他の窓ガラス □
	⑪	騒音防止装置 □
	⑫	ばい煙等の発散防止装置 □
	⑬	灯火装置及び反射器 □
	⑭	警報装置 □
	⑮	指示装置 □
	⑯	視野を確保する装置 □
	⑰	走行距離計その他の計器 □
	⑱	防火装置 □
	⑲	内圧容器及びその附属装置 □
	⑳	自動運行装置 □
	㉑	その他 □

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特		自家用・事業用				人	kg
車両重量	**車両総重量**	**原動機の型式**	**長さ**	**幅**	**高さ**	**総排気量又は定格出力**	**燃料の種類**	**その他**
kg	kg		cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月又は初度検査年月	
年　月	
検査の年月日	
年　月　日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
	有・無
限定保安基準適合証の番号	

（備考）

（日本産業規格Ａ列３番）

備考

（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a　車台番号

b　自動車登録番号又は車両番号

（２）前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

（３）一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

（４）「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。

（５）「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その**2**）及び装置に関する検査（その**3**）の項目についての検査結果を記載すること。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指　定　整　備　記　録　簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力			前照灯			前部霧灯	警音器
前軸	N	軸重 kg	取付高さ	右 cm	左 cm	cd	聴感・テスタ デシベル
後軸	N	軸重 kg / N/kg	光軸	下 cm / 左・右 cm	下 cm / 左・右 cm	速度計の誤差 ＋・－ km/h	排気騒音 聴感・テスタ デシベル
計	N	車両重量 kg / N/kg	光度	主× 100 cd / 副× 100 cd	主× 100 cd / 副× 100 cd	タイヤの振れ 良・否	CO % / HC 4サイクル 2サイクル ppm
走行テスト等の方法と結果							

○目視等による検査

構造	① 最低地上高	□
	② 最大安定傾斜角度	□
	③ 最小回転半径	□
装置	① 原動機及び動力伝達装置	□
	② 走行装置	□
	③ 操縦装置	□
	④ 制動装置	□
	⑤ 緩衝装置	□
	⑥ 燃料装置及び電気装置	□
	⑦ 車枠及び車体	□
	⑧ 連結装置	□
	⑨ 乗車装置及び物品積載装置	□
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	□
	⑪ 騒音防止装置	□
	⑫ ばい煙等の発散防止装置	□
	⑬ 灯火装置及び反射器	□
	⑭ 警報装置	□
	⑮ 指示装置	□
	⑯ 視野を確保する装置	□
	⑰ 走行距離計その他の計器	□
	⑱ 防火装置	□
	⑲ 内圧容器及びその附属装置	□
	⑳ その他	□

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

車体の形状	自家用・事業用の別	車名	型式	乗車定員	車両重量	車両総重量
	自家用・事業用			人	kg	kg
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
	cm	cm	cm	kW / l	ガソリン・軽油 / その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（依頼者の依頼事項）

初度検査年月
年　月
検査の年月日
年　月　日
自動車検査員の氏名
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号 / 保安基準適合標章交付
有・無
限定保安基準適合証の番号

（備考）

（日本産業規格A列３番）

備考

（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a　車台番号

b　車両番号

（２）「前軸」、「後軸」及び「計」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。

（３）前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄の記載にあつては、「右」の欄に記載すること。

（４）「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その**2**）及び装置に関する検査（その**3**）の項目についての検査結果を記載すること。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第二条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール 2　（略）	（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） （新設） 2　（略）

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第三条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（点検の基準） **第七条**　（略） 2　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール 三　（略） 3　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号（リを除く。）の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2　（略）	（点検の基準） **第七条**　（略） 2　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） （新設） 三　（略） 3　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2　（略）

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十三条関係）

指　定　点　検　整　備　記　録　簿

○点検及び整備の概要等

○自動車点検用機械器具等による点検

制動力					前照灯		前部霧灯	警音器
前軸	前前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	取付高さ	右 cm	左 cm	cd	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg				速度計の誤差	排気騒音
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N				＋・－ km/h	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg				OBD点検結果	C　O
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	光軸	下 cm	下 cm	良・否	%
		左 N		N/kg					
	後後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		左・右 cm	左・右 cm	タイヤの振れ	H　C
		左 N		N/kg				良・否	4サイクル・2サイクル・特殊 ppm
計		N	車両重量	N/kg	光度	主×100 cd	主×100 cd	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
手動		N	kg	N/kg				イン・アウト mm	視認・テスタ % m^{-1}
走行テスト等の方法と結果						副×100 cd	副×100 cd		

○目視等による点検

構造	①	最低地上高　□
	②	最大安定傾斜角度　□
	③	最小回転半径　□

○自動車検査証の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型	貨物	自家用				人	kg

車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月
年　月
点検及び整備を完了した年月日
年　月　日
自動車点検員の氏名
点検整備済証の番号

（日本産業規格A列３番）

備考
（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
　a　車台番号
　b　自動車登録番号
（２）前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
（３）一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
（４）「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあっては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。
（５）「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

第四号様式を次のように改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）

第二条　道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

２　指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置）

第三条　施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為）

第四条　総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

２　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置）

第五条　施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

１．背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和３年 10 月以降の新型車を対象に、令和６年 10 月から電子的な検査（車検）を開始(※)することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和４年 10 月以降の新型車を対象に令和７年 10 月から検査を開始

２．改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成７年運輸省告示第 375 号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

（検査用スキャンツールの概要）

- 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること　　等

３．スケジュール（予定）

公布：令和３年１０月１５日

施行：公布日

○国土交通省告示第千三百五十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十一章　整備用スキャンツール	**第十一章**　整備用スキャンツール
（接続部）	（接続部）
第六十五条　整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。	**第六十五条**　整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。
一　一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものであること。	一　一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならない。
二　制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	二　制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものでなければならない。
（機能）	（機能）
第六十六条　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。	**第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。	三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。
第十二章　検査用スキャンツール	（新設）
（構造等）	（新設）
第六十九条　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。	（新設）
（耐久性）	（新設）
第七十条　検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。	（新設）
（作動）	（新設）
第七十一条　検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。	（新設）
（接続部）	（新設）
第七十二条　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。	（新設）
一　対象とする自動車の継続検査用ＯＢＤと接続できるものであること。	（新設）
二　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用ＯＢＤ（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	（新設）

（機能）
第七十三条　検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。
一　細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。
二　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用ＯＢＤが正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。
三　ソフトウェアを正常に作動させることができ、かつ、機構の指定する方法によりこれを更新することができるものであること。
四　検査しようとする自動車を特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用ＯＢＤとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

（表示部）
第七十四条　検査用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならない。

（入力部）
第七十五条　検査用スキャンツールの入力部は、検査に必要な情報を入力できるものでなければならない。

附　則

この告示は、公布の日より施行する。

（新設）

（新設）

（新設）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和３年12月10日
自動車局自動車情報課

引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

～来年（令和４年）１月４日より運用を開始します！～

国土交通省では、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとし、来年１月４日から運用を開始することといたします。

１．特例措置の内容

①　特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（ＯＳＳ）により行う手続きが対象となります。

※所有者と使用者が不同一の場合など一部の場合は本特例の対象外となります。

②　新旧車検証の郵送による交換

所有者は、ＯＳＳで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送していただくと、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）を郵送にて交付します。

※旧車検証（写し）を送付いただいた場合は、新車検証受取り後、旧車検証（原本）を速やかに運輸支局等宛に郵送してください。

③　新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口に提出していただくと、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書を交付します。

これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口に提出していただくと、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納いただきます。

２．本特例措置の運用開始日

令和４年１月４日（火）

※注意事項

・次回車検時までに新しいナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反に問われる場合があります。
・車検証（原本）の携帯がなければ運転することはできませんので、旧車検証郵送の際にはご注意ください。

【参考】自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（OSS）について

・申請ポータルサイト　ＵＲＬ：https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html
・　ヘルプデスク　　電話：050-5540-2000（年末年始を除く平日で、8:30～17:00）

【お問い合わせ先】
自動車局自動車情報課　山浦、福室、本山
（代表）03-5253-8111（内線 42114、42118）
（直通）03-5253-8588

住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

国土交通省

○　政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越し時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予**する特例を創設。

○　**令和４年１月４日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）**。

＜通常＞

ユーザー



変更登録OSS申請

運輸支局等

審査

変更登録完了後
（申請から１週間程度）



運輸支局へ出頭
（車両の持込み）

新旧車検証・ナンバープレートの交換

＜特例＞

ユーザー



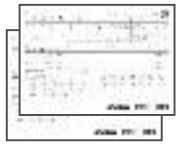
自動車の所有者本人によるマイナンバーカードを用いた引越に伴う申請が対象

変更登録OSS申請

運輸支局等

審査

変更登録完了後



自動車の所有者から運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送

出頭不要化

運輸支局等から備考欄に旧登録番号が記載された新車検証を送付

新旧車検証の交換

※登録番号はこの時点で変更

※新車検証の受取り後、旧車検証は速やかに郵送してください。

次回車検時までに



引越し後の落ち着いたタイミングで

運輸支局等へ出頭

車検と同じタイミングで

整備事業者に依頼（出頭不要化）

ナンバープレートの交換

！！　ナンバープレートの交換を行わない場合道路運送車両法違反になる可能性あり　！！

別添

国自整第２２７号の２
令和３年１２月２３日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車ＯＳＳによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

国自整第２２７号
令和３年１２月２３日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車ＯＳＳによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて

今般、「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和３年 12 月 10 日付け、国自情第 242 号、国自整第 221 号）により、特例を受けた車両に対する継続検査について、下記のとおり取扱いを定めたので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

１．指定自動車整備事業における同一性の確認

指定自動車整備事業規則第７条第２項（自動車検査員の証明）に規定する道路運送車両法施行規則第 35 条の３第１項第１号（自動車登録番号）の確認については、自動車検査証の備考欄に記載されたプレート番号と車両に取り付けられた自動車登録番号標が同一である場合、事実と相違がないものとみなす。

２．指定整備記録簿及び保安基準適合標章の記載

１．の取扱いをした場合は、指定整備記録簿の備考欄にプレート番号を括弧書きにて記載すること。また、保安基準適合標章（表）の右上余白部分にプレート番号を括弧書きにてサインペン等により黒色で記載すること。

（参考）

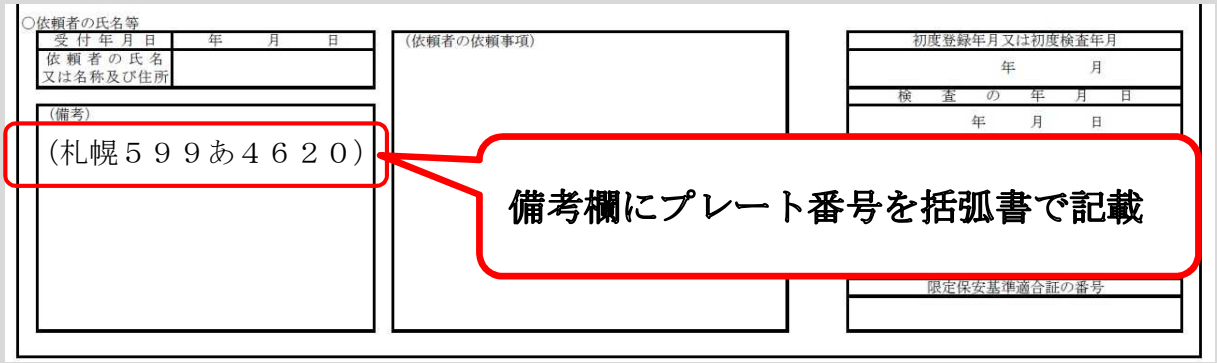
新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

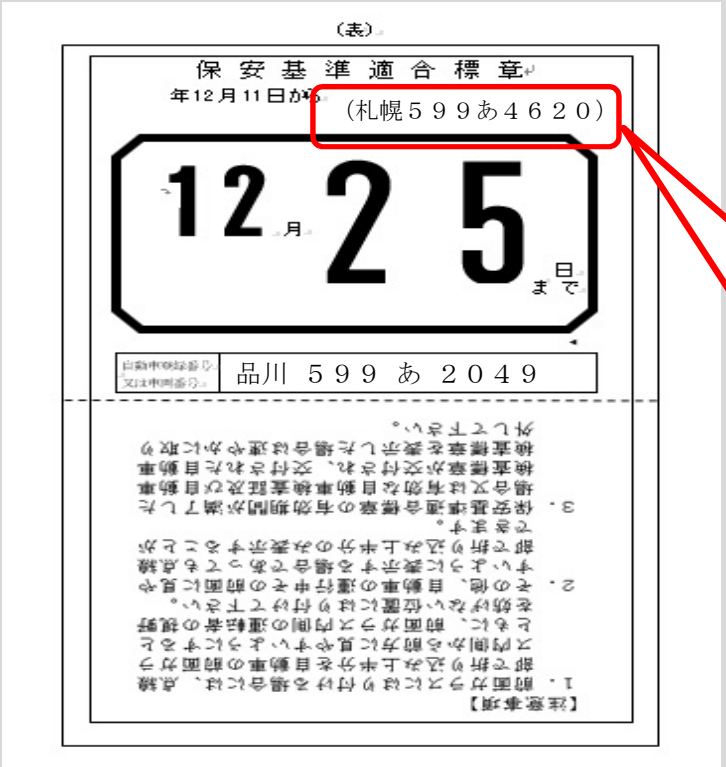
備考
〔品川〕，変更登録，〔ＯＳＳ〕
ナンバープレート未交付〔プレート番号〕札幌５９９あ４６２０
〔かい離が発生した日〕令和４年１月７日



●指定整備記録簿



●保安基準適合標章



別添

事　務　連　絡
令和３年１２月２３日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省自動車局整備課
整備事業班長

自動車ＯＳＳによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

今般、「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和３年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予することとされましたが、自動車ＯＳＳにより変更登録申請をしたにもかかわらず自動車検査証の記載変更を行っていない場合、有効期間の更新ができないことから、貴会傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

令 和 4 年 2 月 18 日
自 動 車 局 整 備 課

大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！

～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～

「自動車の点検及び整備に関する手引き」に、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの点検･整備方法について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。
大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。
なお、事故防止対策をさらに進めるため、検討会を設置し、事故要因のさらなる調査・分析等を行います。

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりかねない大変危険なものです。

国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでいるところです。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和２年度は 131 件、令和３年度は令和４年１月末までに 107 件（速報値）（令和２年度は同月末までに 113 件）の報告を受けています。

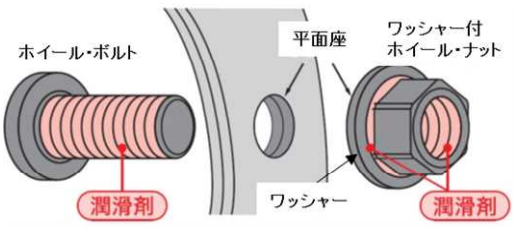
「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、これらの点検・整備が適切に行われていない事案が散見されています。

円滑に回らないホイール・ナットを使用してタイヤを取り付けると、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。

このため、大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット



潤滑剤の塗布箇所

また、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、ホイール・ナットに係る要因を含め、車輪脱落事故の要因のさらなる調査・分析等を行います。

別紙１　大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備
別紙２　大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ
別紙３　第１回大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局整備課　藤墳、宮坂
℡03-5253-8111　（内線 42412,42413）

大型車のタイヤ脱着時のホイール･ナットの適切な点検･整備

別紙1

（ホイール･ナットにワッシャーが付いている場合(ISO 方式) を例として図示）

車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール･ナット



①潤滑剤が塗布されていない。
（特に、ナットとワッシャーの間）

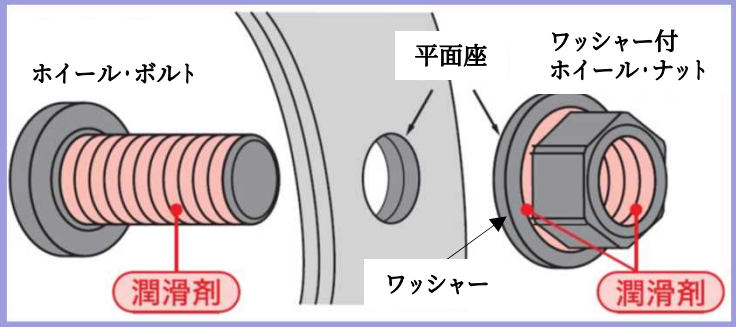
②ワッシャーがスムーズに回転しない。

適切な点検･整備

①ホイール･ボルト、ナットを清掃の上、必ず潤滑剤を塗って下さい。

②①の作業を行っても、ワッシャーがスムーズに回転しない場合には、交換して下さい。

潤滑剤の塗布箇所



注意：ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れずに塗布して下さい。

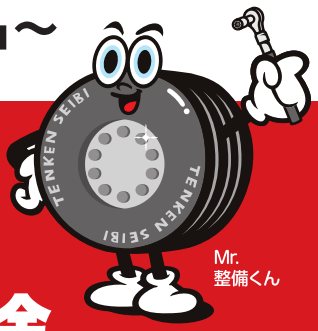
ホイール･ボルト、ナットが適切に清掃されていなかったり、潤滑剤が塗布されていないとナットを締めても、十分な締付力が得られず、ナットが緩む原因となります。

そのほか、大型車のタイヤ取付時に気を付けるべき点は、「大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ」をご確認下さい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏 冬 タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意！

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



お　とさない！脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段です。

ち　ゃんと清掃、ちゃんと給脂！

ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。





な　（ナット）ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



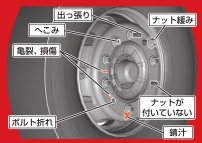
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い　ちにち一回、緩みの点検！

ホイールナットの緩み点検／インジケーターの正しい使用方法などがご覧いただけます

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、こちらから！

国土交通省　自動車点検整備推進協議会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会　日本自動車工業会（いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス）　全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工協同組合連合会　日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械器具工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車車体整備協同組合連合会

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる
車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い（交換作業）をお願いします。

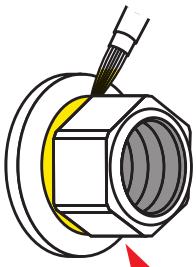
※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意　ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス（誤組み付け、部品の誤組み）

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について　ISO方式

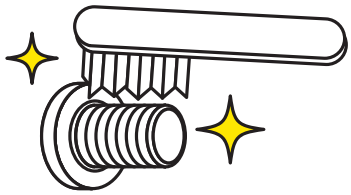
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに！

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



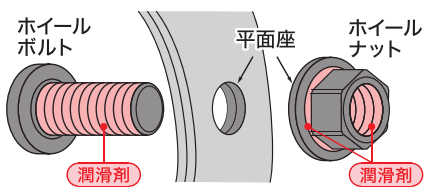


ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式（8穴、10穴）

ホイールサイズとボルト本数（PCD）	19.5インチ：8本（PCD275㎜） 22.5インチ：10本（PCD335㎜）
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ（新・ISO方式） 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ（従来ISO方式）
ホイールナット使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類 33㎜（従来ISO方式の一部は32㎜）
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め

ホイールのセンタリング	ハブインロー
アルミホイールの履き替え	ボルト交換
後輪ダブルタイヤの締付け構造	

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

別紙３

第１回　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

○ **構成員(案)**：伊藤　紳一郎　独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所
山口　泉　一般財団法人日本自動車研究所　自動走行研究部　次長
関根　明年　一般社団法人日本自動車工業会　大型車車輪脱落事故防止分科会　分科会長
荻原　正吾　公益社団法人全日本トラック協会　交通・環境部　調査役
田中　宏　公益社団法人日本バス協会　技術安全部長
志村　祐二　一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　事業部長
柳川　学　全国タイヤ商工協同組合連合会　所属員
久野　信一　一般社団法人日本自動車タイヤ協会　タイヤ検査・事故防止部会　部会長
清水　勝巳　一般社団法人日本自動車機械器具工業会工具分科会員

（敬称略・順不同）

○ **事務局**　：国土交通省　自動車局　整備課

○ **検討内容**　：大型車の車輪脱落事故の調査、分析
大型車のタイヤ交換作業等の実態調査
海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査
大型車の車輪脱落防止対策の検討

○ **日　時**　：令和４年２月２４日（木）１０時

○ **開催方式**　：WEB 会議方式

○ **取材等**　：会議は非公開ですが、冒頭のみ WEB 傍聴が可能です。傍聴人数に限りがあるため、各社１名に限定させていただくとともに、傍聴人数が上限に達した場合は先着順とします。WEB 視聴を希望される方は、２月２２日（火）１２時までに以下の送付先にメールにて名刺のスキャンデータを添付してご連絡ください。期日までにご連絡頂いた方に WEB 会議の URL を送付致します。

（送付先）hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

令和４年３月 25 日
国自整第 304 号の２

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局整備課長

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

標記について別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて通知したので、研修会等の機会を通じ自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）の整備作業時における確実な作業の徹底について関係者に対し指導されたい。

別添

令和４年３月 25 日
国自整第 304 号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いします。

記

１．自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
２．作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
３．特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

（別紙）

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧（抜粋）

	車両タイプ	発生時期	概　要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなったとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。 他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時において、整備作業に不慣れな作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音がしたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。
4	乗用車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。	ブレーキキャリパを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドライブシャフトブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。

令 和 ４ 年 ５ 月 ２５ 日
自 動 車 局 整 備 課

自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します
～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

１．改正概要

（１）資格体系の改正

	自動車整備士の種類（※電子制御の内容を含む資格）
一級	一級大型自動車整備士（※）
	一級小型自動車整備士（※）
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

⇒

	自動車整備士の種類（※電子制御の内容を含む資格）
一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）

（２）その他の改正

① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。

② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。

③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

２．スケジュール

公　布：令和４年５月２５日

施　行：令和４年５月２５日（（２）②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和９年１月１日（（２）②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する（最短で令和９年３月（一級の試験は令和 10 年３月））

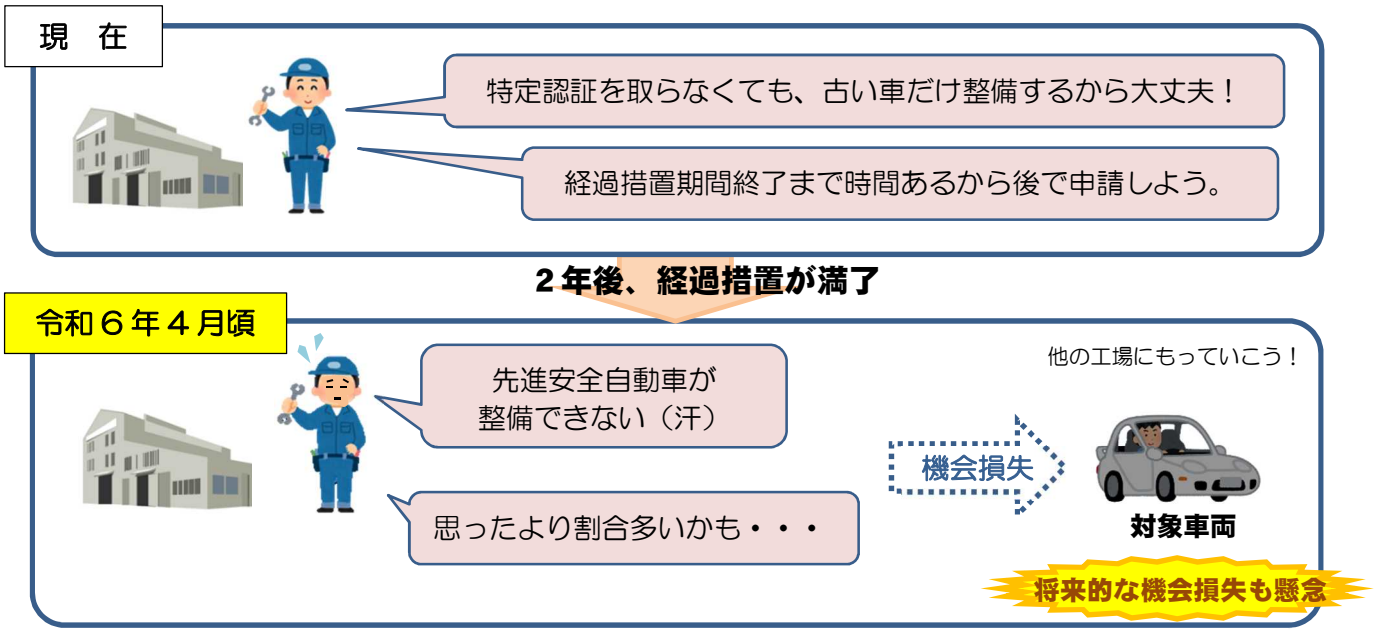
【問い合わせ先】
自動車局整備課　高久、佐藤、明石　　（代表）:03-5253-8111（内線 42414、42415）

特定整備認証の計画的な申請について（お願い）
～経過措置期間が満了するまであと２年となりました～

自動車の特定整備※1をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、令和４年３月末で約２年が経過いたしました。

特定認証の経過措置期間の皆様が、令和６年４月以降も電子制御装置整備をしていくためには、令和６年３月までに特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。



経過措置満了後の注意点

●認証工場は特定認証を取得するまでの間、対象装置※2を整備できません。

●指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。

※１　「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備
※２　電子制御装置整備の対象となる装置

四国運輸局　自動車技術安全部　整備・保安課

特定整備事業の認証までのイメージ

国土交通省

必要期間	整備工場	運輸支局
工場が事前に準備	①特定整備事業の認証を希望	
	②整備主任者資格取得講習の受講及び修了 運輸支局の資格取得講習時期にあわせ受講が必要	②整備主任者資格取得講習 （日程を定めて開催）
	③整備工場において設備・要員など事前準備	
	④整備工場による申請書類の作成	
1ヶ月以上の期間を要する場合あり	⑤申請書の提出 →	⑤申請書の受理
		⑥申請内容の審査
	⑦指示に応じ対応 ← 対応の期間は保留扱い	⑦必要に応じ是正を指示
		⑧特定整備事業の認証
	⑨特定整備事業の開始	

（ご注意）

●整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。
（実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。）

●申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相応の期間を要する場合があります。

●運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします

「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検（OBD 点検）に関するよくある質問

目次

＜全般＞
問１　「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD 点検」という）とは何ですか。
問２　車載式故障診断装置（OBD）とはどのような装置をいいますか。

＜導入時期・対象自動車＞
問３　OBD 点検は、いつから導入されますか。
問４　どのような自動車が、OBD 点検の対象になりますか。

＜点検の時期＞
問５　対象自動車の OBD 点検の実施時期はいつですか。
問６　OBD 点検は車種や用途を問わず、なぜ 12 月毎とするのでしょうか。

＜点検の対象装置＞
問７　どの装置に関する OBD の診断の結果が、点検の対象になりますか。

＜点検の実施方法＞
問８　どのように OBD 点検を行うのでしょうか。
問９　スキャンツールを用いた OBD 点検の結果、どのような故障コード（DTC）が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。
問１０　車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。
問１１　OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は OBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

＜点検整備記録簿＞
問１２　自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。
問１３　自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。
問１４　OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。
問１５　OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいでしょうか。
問１６　「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

＜指定整備事業者＞

問１７　電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

＜その他＞

問１８　OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

＜全般＞

問１　「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD 点検」という）とは何ですか。

（答）

○　近年、自動車の各構造装置で電子的に制御されるものが増えていますが、これらの装置が確実に機能するためには、日頃から適切な点検整備を行う必要があります。

○　そのため、これまで各構造装置の摩耗や劣化、損傷といった、外観を点検する項目が主だった定期点検項目に、「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）等に係る電子制御装置」の機能の確認を追加しました。具体的には、OBD に記録されている、上記電子制御装置に故障がないか等の診断結果を、スキャンツールや識別表示を用いて点検し、必要な整備を行っていただくこととなります。

問２　「車載式故障診断装置（OBD)」とはどのような装置をいいますか。

（答）

○　「車載式故障診断装置（OBD)」とは、「車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有するもの」をいいます。

○　また「警報装置」とは、「車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、「車載式故障診断装置（OBD)」が異常を検知したことを知らせるもの」をいいます。このうち、運転者席において目視により容易に確認できるようなものを「識別表示（警告灯)」といいます。

＜導入時期・対象自動車＞

問３　OBD 点検は、いつから導入されますか。

（答）

○　令和３年１０月１日より導入されました。

問４　どのような自動車が、OBD 点検の対象になりますか。

（答）

○　自動車の年式等に関わらず、車載式故障診断装置が搭載されている自動車は、すべて OBD 点検の対象となります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く)。

＜点検の時期＞

問５　対象自動車の OBD 点検の実施時期はいつですか。

（答）

○　乗用車、貨物車、特種車や自家用、事業用の区別に関係なく、12 月毎に OBD 点検を行ってください。

問６　OBD 点検は車種や用途を問わず、なぜ 12 月毎とするのでしょうか。

（答）

○　OBD 点検は、車載式故障診断装置の「機能の確認」に相当するところ、従来の点検基準において「機能の確認」に当たる点検の期間は 12 月からとなっていることを踏まえ、12 月毎としています。

○　また、自動車の各構造装置に搭載されている電子制御装置は経年劣化するところ、車種や用途の区別による差は大きくないと考えられることから、OBD 点検の間隔に差を設けていません。

＜点検の対象装置＞

問７　どの装置に関する OBD の診断の結果が、点検の対象になりますか。

（答）

○　対象装置は「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置」であり、それらに係る OBD の診断の結果が、点検の対象となります。

○　このとき、「保安基準不適合」＋「保安基準不適合のおそれ」として警報されていない故障コードについては法定点検の対象外となりますが、何らかの不具合が生じている可能性があるため、その結果を踏まえた適切な整備が推奨されます。

＜点検の実施方法＞

問８　どのように OBD 点検を行うのでしょうか。

（答）

○　OBD 点検には、スキャンツールを用いて点検する方法と、診断の対象となる識別表示を用いて点検する方法があります。

＜スキャンツールを用いた点検方法＞

　スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ることにより点検します。

＜識別表示を用いた点検方法＞

　イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けないかを目視により点検します。

　ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

問９　スキャンツールを用いた OBD 点検の結果、どのような故障コード（DTC）が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

（答）

○スキャンツールを用いた OBD 点検により検出された故障コード（DTC）のうち、

整備が必要となる故障コード(DTC)は、整備要領書等を参考に判断してください。

問１０　車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

（答）

○　車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタ(OBD ポート）の位置が分からない場合は、自動車メーカー等が作成した整備要領書等によって確認することができます。

○　なお、スキャンツール接続コネクタ(OBD ポート）が装着されていない場合は、識別表示を用いた点検方法による代替も可能です。

問１１　OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車はOBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

（答）

○　車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は、OBD 点検を行う必要はありません。

＜点検整備記録簿＞

問１２　自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。

（答）

○　引き続き使用することは可能です。

問１３　自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。

（答）

○　点検整備記録簿の「その他の点検･整備項目」欄に、「車載式故障診断装置の診断の結果」を記入したうえで、点検結果を記録してください。なお、「OBD の診断の結果」と省略して記入することも可能です。

問１４　OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

（答）

○　従来の点検項目と同様、「車載式故障診断装置の診断の結果」（OBD の診断の結果）の点検項目欄に、レを記入してください。

問１５　OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいでしょうか。

（答）

○　OBD 点検の対象外である識別表示については、点検整備記録簿に記入する必要はありません。

○　ただし OBD 点検の対象外である装置について、整備の要否を判断し、整備を行

った場合はその概要を記入してください。

問１６　「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

（答）

○　ユーザーへの整備内容の正確な情報の伝達や、次回以降の点検整備を適切に実施し保守管理に役立てる観点から、保安基準対象外の電子制御装置の整備をした際に、法令上の義務ではありませんが、その内容を特定整備記録簿へ記載することが望ましいです。

＜指定整備事業者＞

問１７　電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

（答）

○　令和３年１０月１日以降、電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、電子制御装置整備の対象となる自動車の OBD 点検を行い、保安基準適合証等の交付をすることはできません。

○　ただし、特定整備制度の施行日（令和２年４月１日）までに、以下の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を全て行っていた場合に限り、引き続き、施行日から４年を経過する日（令和６年３月３１日）まで、保安基準適合証等を交付することができます。

・スキャンツールをつないでのエーミング作業など
・カメラ等のセンサーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
・ＥＣＵの取り外し、取り付け位置・角度の変更
・グリル、バンパーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
・窓ガラスの取り外し、取り付け位置・角度の変更

※自動運行装置に係る経過措置はありません。

＜その他＞

問１８　OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

（答）

○　OBD 点検とは、自動車の故障やトラブル防止、性能の維持を図るために行う定期点検の項目として、令和３年１０月１日より追加された、「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検のことを指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外の自動車となります。

○　一方 OBD 検査とは、令和６年１０月１日（輸入車の場合は令和７年１０月１日）よりこれまでの車検時の検査項目に追加される、検査用スキャンツールを OBD ポートに接続して故障コード（DTC）を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード（特定 DTC という）と照合することにより、合否を判定する検査項目を指します。対象車両は、大型特

殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除く自動車のうち、令和３年１０月１日以降の新型車（輸入車の場合は令和４年１０月１日）となります。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 ３ 年 ９ 月 ３ ０ 日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

事故情報計測・記録装置（ＥＤＲ: Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

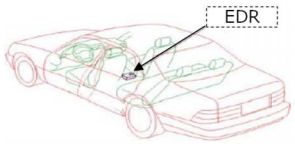
自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故情報計測・記録装置に係る国連規則（第160号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

なお、１.（１）及び（２）に関する国連規則策定においては、自動車局、交通安全環境研究所及び自動車基準認証国際化研究センターが、それら規則策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導してきたところです。

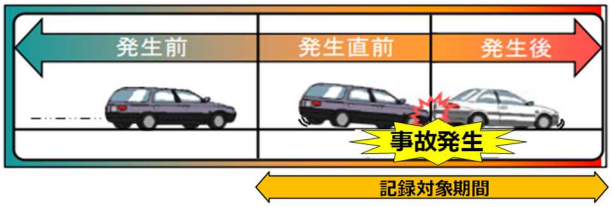
１．保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

⑴ 乗用車等には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（ＥＤＲ）を備えなければならないこととする。





＜EDR の設置個所と本体＞



＜EDR の作動イメージ＞

⑵ 乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

２．公布・施行

公　布　：令和３年９月３０日
施　行　：令和３年９月３０日

問い合わせ先
自動車局　安全・環境基準課：　山村、占部
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639
自動車局　審査・リコール課：　小出、片野
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

１．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

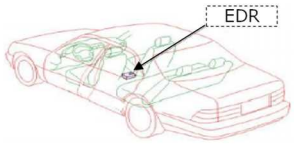
２．改正の概要

(1)　道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第３章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①　乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5ｔ以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（ＥＤＲ：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

【ＥＤＲの設置個所と本体】




EDR本体

【ＥＤＲの作動イメージ】



【記録内容】

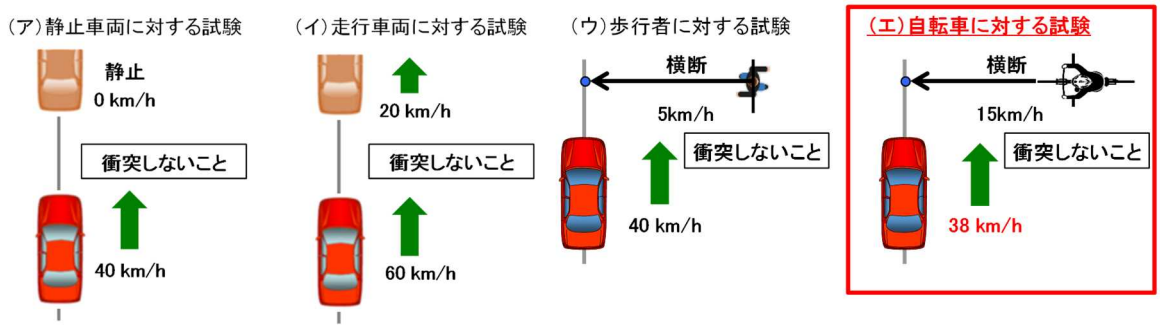
記録情報の内容（一部抜粋）	記録時間〔秒〕（事故発生時を0秒とする）
①速度変化量	0～0.25
②車両表示速度	－5.0～0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	－5.0～0
④シートベルト着用有無	－1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	－5.0～0

【適用日】

新型車※　　：令和４年７月１日
継続生産車　：令和８年７月１日
※⑤については令和６年７月１日
（異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示改正が必要）

②　乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】（今回（エ）を追加）



【適用日】新型車：令和 6 年 7 月 1 日　継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

③　タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】新型車：令和 5 年 7 月 1 日　継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

⑵　道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

⑶　装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①　法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。

②　法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。

③　協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

⑷　道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

⑸　その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3．スケジュール

公　布：令和３年９月 30 日

施　行：令和３年９月 30 日

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和 3 年（2021 年）9 月現在、56 か国、1地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、**日本**、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、**韓国**、**マレーシア**、**タイ**、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和 3 年（2021 年）9 月現在、装置ごとに 165 の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ E_{43} ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和 3 年（2021 年）9 月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 99 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年9月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	117	タイヤ単体騒音
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	64	応急用予備走行装置	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
10	電波妨害抑制装置	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	133	リサイクル
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	143	重量ﾃﾞｭｱﾙｴﾝｼﾞﾝのﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
30	タイヤ(乗用車)	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ	144	事故自動緊急通報装置
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光		

採用済

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和３年１１月２９日
自　動　車　局
審 査・リコール課
整　　備　　課

タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、新たに届出があったリコールの対象車両についても車検停止措置の対象として追加します。

１．背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成 21 年以降、総台数 2,112 万台（令和３年５月末時点）のリコールを実施しています。

これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両（※）であって、届出から２年以上未改修のものを対象に、平成 30 年５月１日より車検停止措置を講じているところです。

※①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から９年以上経過したものを搭載した車両

当該措置に関しては、生産から９年以上経過したものを順次対象に追加する必要があり、令和２年１月に追加をしたところですが、その後、新たに上記措置の対象となるリコールが届出られたことから、当該リコールの対象車についても同様の措置を講ずる必要があります。

２．措置の概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（令和２年国土交通省告示第 27 号）について、以下の２件のリコールを車検停止措置対象として追加する改正を行います。

リコール 届出番号	車検停止 措置の開始日	改善措置未実施台数 （令和 3 年 9 月末時点）
4640	令和 4 年 5 月 1 日	1,412 台
外-3271	令和 6 年 5 月 1 日	391 台

なお、お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかは、各自動車メーカーのウェブサイト又は各自動車メーカー窓口（別紙３）で確認できます。確認にあたっては、「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

【お問い合わせ先】
自動車局審査・リコール課　倉持、赤松、長岡
代表：03-5253-8111（内線：42363）、直通：03-5253-8596
FAX：03-5253-1640

連絡先 ： 自動車局 審査・リコール課 リコール監理室
TEL 03- 5253- 8111　内線 42361
アドレス ： http://www. mlit. go. jp

別紙１

リ コ ー ル 届 出 一 覧 表

リコール届出日：令和2年1月16日

リ コ ー ル 届 出 番 号	4640	リ コ ー ル 開 始 日	令和2年1月16日
届出者の氏名又は名称	株式会社SUBARU 取締役社長　中村　知美	問い合わせ先：SUBARU お客様センター SUBARUコール 0120-052215	
不具合の部位（部品名）	エアバッグ装置（インフレータ）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	助手席用エアバッグのインフレータ（膨張装置）において、ガス発生剤の吸湿防止が不適切なため、温度および湿度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化することがある。このため、エアバッグ展開時にインフレータ容器が破損するおそれがある。		
改 善 措 置 の 内 容	全車両、助手席用エアバッグインフレータを点検し、該当するインフレータが装着されているものは、インフレータを対策品に交換する。		
不 具 合 件 数	0件	事 故 の 有 無	0件
発 見 の 動 機	部品メーカーからの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者：ダイレクトメール、直接訪問又は電話で通知する。 ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に記載する。 ・改善実施済車には、運転席側ドア開口部のドアロックストライカー付近に No. 4640のステッカーを貼付する。		

車名	型　式	通 称 名	リコール対象車の車台番号の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備 考
スバル	LA－GD2	「インプレッサ」	GD2－003194 ～ GD2－011611 平成16年 1月 8日～平成19年 4月20日	653	
	LA－GD3		GD3－002605 ～ GD3－007692 平成16年 1月13日～平成19年 4月20日	405	
	TA－GDA		GDA－014016 ～ GDA－021585 平成16年 1月 6日～平成19年 4月23日	1, 249	
	GH－GDB		GDB－025347 ～ GDB－042653 平成16年 1月 6日～平成19年 4月23日	2, 725	
	DBA－GDC		GDC－002003 ～ GDC－002370 平成18年 6月 7日～平成19年 4月23日	58	
	DBA－GDD		GDD－002003 ～ GDD－002230 平成18年 6月 8日～平成19年 4月13日	36	
	LA－GG2		GG2－047523 ～ GG2－089937 平成16年 1月 6日～平成19年 4月24日	4, 149	
	LA－GG3 TA－GG3		GG3－028787 ～ GG3－052655 平成16年 1月 6日～平成19年 4月23日	2, 190	
	TA－GG9		GG9－010060 ～ GG9－010204 平成16年 1月 7日～平成16年 4月26日	15	
	TA－GGA		GGA－010717 ～ GGA－015101 平成16年 1月 6日～平成19年 4月18日	553	
	DBA－GGC		GGC－002001 ～ GGC－004339 平成18年 6月 6日～平成19年 4月23日	360	

車名	型　　式	通 称 名	リコール対象車の車台番号 の範囲及び製作期間	リコール対象車 の台数	備　考
スバル	DBA－GGD	「インプレッサ」	GGD－002002　～　GGD－003280 平成18年 6月　8日～平成19年　4月20日	218	
	（計13型式）	（計1車種）	（製作期間の全体の範囲） 平成16年 1月　6日～平成19年　4月24日	（計12，611台）	

（備考）
本届出の対象範囲は、平成27年5月22日提出の届出番号「3578」にてリコール届出をしたものであり、改善措置により乾燥剤が入っていないタカタ製の新品インフレータに交換したものについて、再度リコール届出をするものです。

【注意事項】
リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

別紙２

連絡先　自動車局審査・リコール課リコール監理室
TEL03-5253-8111(内線 42361)
ｱﾄﾞﾚｽ:http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日：令和３年８月24日

リコール届出番号	外－3271	リコール開始日	令和３年８月24日
届出者の氏名又は名称	ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社 代表取締役　若松　格 （製作国：米国　製作者名：ゼネラルモーターズ社 問い合わせ先：GMﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ TEL 0120-711-276）		
不具合の部位 （部品名）	その他の装置（運転席エアバッグ）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	運転席側エアバッグのインフレータ（膨張装置）において、環境温度および湿度変化の繰り返しにより推進剤（ガス発生剤）が劣化することがある。そのため、エアバッグ展開時にインフレータ内圧が異常上昇して、インフレータ容器が破損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、運転席側エアバッグモジュールを対策品に交換する。		
不具合件数	国内　０件	事故の有無	なし
発見の動機	本国からの情報による。		
自動車使用者及び自動車特定整備事業者に周知させるための措置	使用者：ダイレクトメール等で通知する。 自動車特定整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 弊社 HP に掲載する。		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号 (シリアル番号)の範囲及び輸入期間	リコール対象車の台数	備考
シボレー	「ABA-KT300」	「ソニック」	KL1TA48EECB018592 ～ KL1TA48ELFB200082 平成23年6月13日～平成27年4月27日	502	
	（計１型式）	（計１車種）	（輸入期間の全体の範囲） 平成23年6月13日～平成27年4月27日	（計 502 台）	

注意事項
リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名（五十音順）	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagrouprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-052-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
Tesla Motors Japan 合同会社	0120-975-214	https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー / PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-919	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/

自動車メーカー問い合わせ先

三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※１　お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※２　各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令　和　４　年　１　月　７　日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

リスク軽減機能（ドライバー異常時対応システム）の要件を導入します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

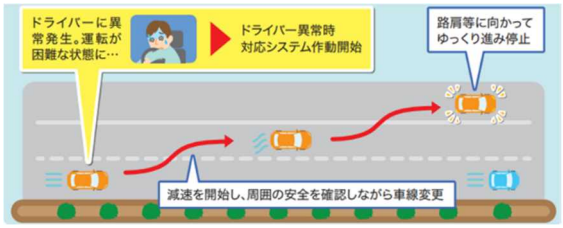
リスク軽減機能（ドライバー異常時対応システム）に関する国連規則を国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、リスク軽減機能の性能要件を追加する国連規則の改正が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された国連規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。この国連規則は、我が国が平成28年に世界で初めてこのような機能について要件化したガイドラインをベースに策定されています。

１．主な改正項目（詳細は別紙参照）

⑴ 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（二輪自動車及び特殊な自動車を除く。）について、国連規則第 79 号の要件を適用する。



＜作動例【要件例】＞
①運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
②運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
③運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度＝４m/s²以下】
～～車線変更機能付き～～
④車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
⑤車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

＜リスク軽減機能の作動イメージ＞

⑵ 重量車の燃費試験法として、より走行実態に即した燃費値を測定するため、新たに JH25 モード法を定める。

２．公布・施行

公　布　：　令和４年１月７日
施　行　：　令和４年１月７日

問い合わせ先
自動車局　安全・環境基準課：【1.⑴関係】山村、辰野
【1.⑵関係】谷倉、大江
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639
自動車局　審査・リコール課：　小出、片野
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

別紙

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

１．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）第 184 回会合において、「かじ取装置に係る国連規則（第 79 号）」、「水素燃料自動車の安全基準に係る国連規則（第 134 号）」等の改訂が採択された。

これらの状況等を踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

２．改正の概要

⑴　装置型式指定規則の一部改正

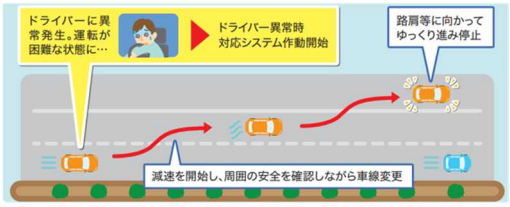
国連規則第 79 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

⑵　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①　運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（※１）について、国連規則第 79 号の要件を適用する。

【作動イメージ・要件例】



<作動例【要件例】>
①運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
②運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
③運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度＝４m/s^{2}以下】
～～車線変更機能付き～～
④車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
⑤車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

【バス車両の追加要件】

・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ





いすゞHPより

【適用日】

新型車　　：令和５年９月１日
継続生産車　：令和７年９月１日

②　圧縮水素ガスを燃料とする重量車（※２）には、事故時の消防・救急活動等の際に、当該車を識別する目的として、国連規則第 134 号に規定されたラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないこととする。

【適用日】新型車：令和４年９月１日　継続生産車：令和６年９月１日

③　重量車（※２）の燃費試験法として、新たに JH25 モード法（※３）を定める。

※１ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

※２ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5ｔを超える自動車に限る。

※３ より走行実態に即した燃費値を測定するため、従来の燃費試験法から以下の点を変更する。

⑴ エンジン試験時の測定点数（トルクと回転数に応じた燃費の測定条件）の追加

⑵ 空気抵抗、転がり抵抗の実測値の反映

⑶ 走行実態に応じた都市間走行比率、積載・乗車比率の見直し

⑶ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

⑵①の改正について令和５年９月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

⑷ その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

３．スケジュール

公　布：令和４年１月７日

施　行：令和４年１月７日

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和4年（2022 年）1月現在、56 か国、1地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、**日本**、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、**韓国**、**マレーシア**、**タイ**、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「国連規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和4年（2022 年）1月現在、装置ごとに 165 の国連規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（Ⓔ43：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和 4 年（2022 年）1 月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 99 の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和4年1月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	117	タイヤ単体騒音
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	64	応急用予備走行装置	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
10	電波妨害抑制装置	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	133	リサイクル
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	143	重量ﾃﾞｭｱﾙｴﾝｼﾞﾝのﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
30	タイヤ(乗用車)	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ	144	事故自動緊急通報装置
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光		

採用済

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成１３年４月６日付け国自技第５０号）の一部改正について

令和４年３月
整　備　課

〈改正の概要〉

１．キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成 13 年４月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下２点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

（１）水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして 1,600㎜以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては有効に利用できる床面高さを 1,200㎜ 以上と改正することとする。

（２）就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、２名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には１名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を１名分以上と改正することとする。

２．その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成 13 年 4 月 6 日国自技第 50 号）新旧対照表

平成 13 年 4 月 6 日国自技第 50 号
改正令和 4 年 3 月 1 日国自整第 278 号
（傍線の部分は改正部分）

新

1　用途区分通達４－１－１の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １（略） ２　保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。	（略）

2　用途区分通達４－１－２の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	（略）

旧

1　用途区分通達４－１－１の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １（略） ２　保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	（略）

2　用途区分通達４－１－２の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	（略）

新			旧		
	おいて、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １　健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等が作業を行うのに必要な空間を有していること。 ２　健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。 　なお、他の部位と明確に区別ができる専用の設置場所を有する場合には、脱着式であってもよい。 ３～６（略）			おいて、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １　健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。 ２　健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。 ３～６（略）	

３－２　用途区分通達４－１－３（２）の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	（略） ・上記を除き、複数の位置で担架を固定するための固定装置は、そのすべてを特

３－２　用途区分通達４－１－３（２）の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	（略） （新設）

新			旧		
	患者等１人につき介護人１人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、１の設備の近くに設けられていること。 　また、用途区分通達４－１(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 １～５（略） ６　物品積載設備を有していないこと。	種な目的に使用するための面積を算定するための設備に含むものとする。 ・患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。		患者等１人につき介護人１人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、１の設備の近くに設けられていること。 　また、用途区分通達４－１(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 １～５（略） ６　物品積載設備を有していないこと。	（新設）

３－３　用途区分通達４－１－３（３）の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあって	（略） ・ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する

３－３　用途区分通達４－１－３（３）の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあって	（略） （新設）

新			旧		
	は、１に掲げる要件を満足するものであればよい。 １　検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであってもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 ２　１の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあっては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。 ３～４（略）	部位は、１「自動車の車体外表面に設置された作業スペース」に該当しないものとする。		は、１に掲げる要件を満足するものであればよい。 １　検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 （新設） ２～３（略）	
３－４　用途区分通達４－１－３（４）の自動車			３－４　用途区分通達４－１－３（４）の自動車		

新			旧		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピング車	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １　次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。 (1)就寝設備の数 乗車定員の３分の１以上（端数は切り捨てることとし、乗車定員２人以下の自動車にあっては１人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を少なくとも１人分以上有している場合は、子供用就寝設備２人分をもって大人用就寝設備１人分と見なすことができる。 (2)～(5)（略） ２　次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。 (1)水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ（略） ウ　洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等	（略） ・２(1)エ及び２(2)クにおいて、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において２(1)エ及び２(2)クで規定する有効高さを満足する場合を含むものとする。 ・乗車設備、構造	キャンピング車	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １　次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。 (1)就寝設備の数 乗車定員の３分の１以上（端数は切り上げることとし、乗車定員３人以下の自動車にあっては２人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を２人分以上有している場合は、子供用就寝設備２人分をもって大人用就寝設備１人分と見なすことができる。 (2)～(5)（略） ２　次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。 (1)水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ（略） ウ　洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等	（略） ・２(1)ウ及び２(2)キにおいて、「上方には有効高さ1,600㎜以上の空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600㎜以上の空間を有することとなる場合を含むものとする。 （新設）

新			旧		
	に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。	要件で規定する設備（二層構造の上層部分に設ける就寝設備を除く。）及びその他構造要件で規定されていない任意の設備と兼用である部位は、6「専用の収納場所」に該当しないものとする。		に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600㎜以上の空間を有していること。	
	エ　洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600㎜（洗面台等の上端（蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。）が、これを利用するための床面から上方に850㎜以下の場合にあっては1,200㎜）以上の空間を有していること。			（新設）	
	(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ（略）			(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ（略）	
	キ　調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。			キ　調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600㎜以上の空間を有していること。	
	ク　調理台等を利用するための床面から			（新設）	

新			旧		
	上方には有効高さ1,600㎜（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850㎜以下の場合にあっては1,200㎜）以上の空間を有していること。 (3)（略） ３～５（略） ６　脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。 また、専用の収納場所を有する場合にあっては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。 ７（略）			(3)（略） ３～５（略） ６　脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。 ７（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
キャンピングトレーラ	キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １（略） ２　次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台	（略）	キャンピングトレーラ	キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １（略） ２　次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台	（略）

新			旧		
	等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 　水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件２(1)、(2)、(3)を準用する。 　なお、２（1）エ及び（2）ク中括弧内は適用しない。			等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 　水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件２(1)、(2)、(3)を準用する。	
附則（令和４年３月１日国自整第278号） １本改正規定は、令和４年４月１日から適用する。 ２改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあっては、本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。					

令和4年3月4日

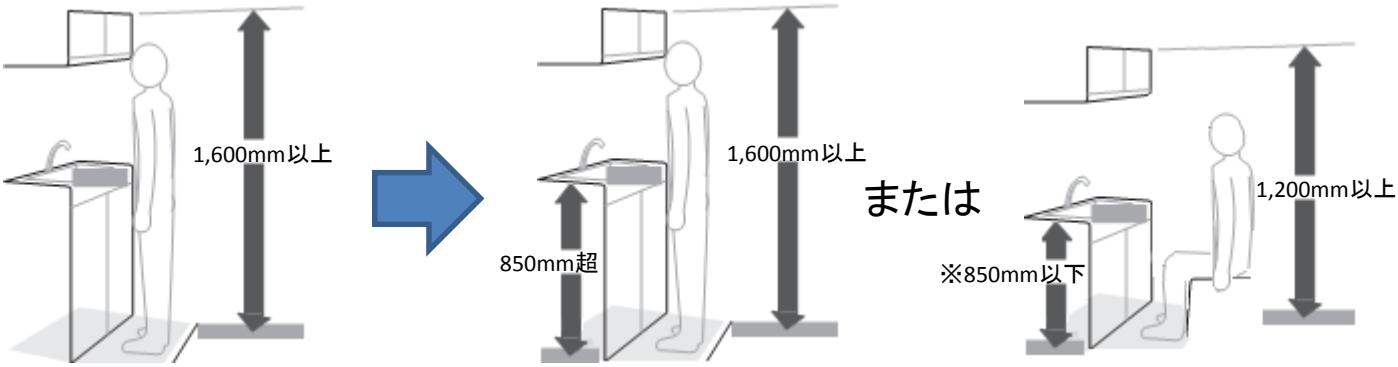
第二章　検査業務関係

キャンピング車等構造要件見直しのおしらせ

今般、キャンピング車等の構造要件について、見直しをおこない、新しい構造要件を**令和４年４月１日**より適用します。見直しの内容は以下の通りです。

①　水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

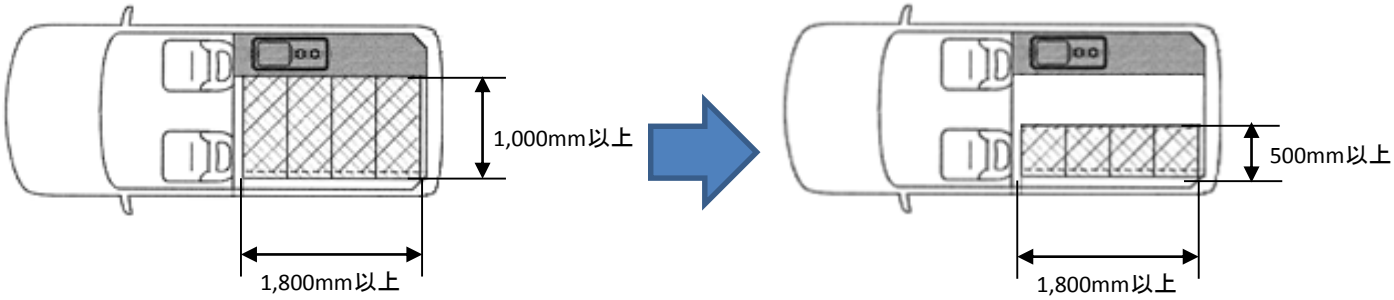
着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備※について、これらを利用するための床面高さを1，200mm以上としました。



※着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備は、高さ850mm以下。

②　就寝設備の最低数の見直し

乗車定員5名以下の自動車について、最低限必要な就寝設備を大人1名分に変更しました。



就寝設備　　※大人一人当たりの就寝設備の寸法は、長さ1800mm以上、幅500mm以上。

③　その他特種用途自動車の構造要件見直し

詳しくは、以下URLをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/kns07_2.htm

国土交通省
四国運輸局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和４年３月１８日
自動車局自動車情報課

４月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

～事前申込の受付は３月２２日から開始します！～

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、４月１８日（月）から交付を開始することとし、また、３月２２日（火）より事前申込の受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

本ナンバープレートは、ラグビーワールドカップ日本大会、東京２０２０大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな全国版ナンバープレートとして、約５年間の期間限定で交付する予定です。

交付期間内であれば、車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時など、いつでも新たな全国版図柄入りナンバープレートへ変更することが出来ます。

１．新たな全国版図柄入りナンバープレートのデザイン

本ナンバープレートは、「日本を元気に」というコンセプトで全国４７都道府県の県花がデザインされています。



＜自家用登録車＞



＜事業用登録車＞



＜自家用軽自動車＞

２．申込み方法

ご自身でウェブサイト（http://www.graphic-number.jp）からお申込みいただくか、交付窓口もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

３．料金について

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、国土交通省の特設ページをご確認ください。（例：東京地区 8,000 円（2 枚一組））
（https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/）

４．交付期間

令和４年４月１８日～令和９年４月３０日

５．寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000 円以上）は、自動車事故の防止等に資する取組に活用されます。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版のナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課　佐藤・柿﨑・清水
電話：03-5253-8111（内線:41145、42103）直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

令和4年3月31日
自動車局技術・環境政策課

重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます

～「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について～

トラック運送事業における管理部門の負担軽減などを図るため、本年４月より、一定の要件を満たす長大又は超重量物を輸送するセミトレーラの基準緩和認定の期限を延長するとともに申請書面の簡素化を図ります。

１．背景

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担※軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進など官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正を行うほか、所要の改正を行います。

※　長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要

※　認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要

※　期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受ける必要

２．改正概要

（１）提出書面の一部改正

各様式の集約化等、提出必要書面の見直しにより申請書面を簡素化。

（２）継続緩和における緩和の期限の一部改正

①　安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる安全性優良事業所認定（Ｇマーク）を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和申請について、緩和の期限を現行の４年から無期限に延長。

※安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合には、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

②　その他の継続緩和について、重大事故が減少していることから、緩和の期限を現行の２年から４年に延長。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満足する自動車	新　規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年	新　規：　2年 継　続：**無期限**
その他の自動車	新　規：2年 継　続：2年	新　規：　2年 継　続：　**4年**

＜要件＞
Ｇマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

３．その他所要の改正

４．施行日　令和４年４月１日

＜お問い合わせ先＞　自動車局技術・環境政策課　宮下・江連
電話：03-5253-8111（内線 42214）
直通：03-5253-8590　FAX：03-5253-1639

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

国土交通省

～基準緩和の期限の見直し、申請提出書面等が一部簡素化されます～

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担※軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進等官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請提出書面の簡素化、継続緩和の期限の延長等申請者の利便性向上のため、基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）の一部改正をします。

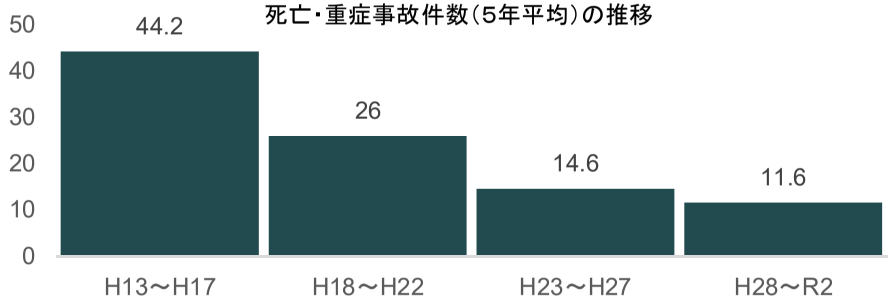
※　長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要

※　認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要

※　期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受ける必要

基準緩和自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長

車両総重量20トン超のトラクタトレーラ連結車の
死亡・重症事故件数（5年平均）の推移



●**安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けた貨物運送事業所**が申請する継続緩和について、**期限を無期限化**。

※ 安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

●その他の継続緩和も、**期限を現行の2年から4年に延長**。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満足する自動車	新　規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年	新　規：　2年 継　続：**無期限**
その他の自動車	新　規：2年 継　続：2年	新　規：　2年 継　続：　**4年**

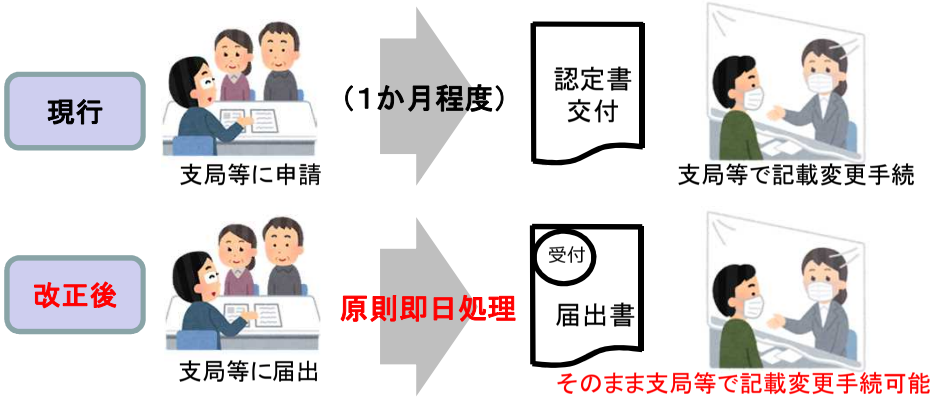
＜要件＞
Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

●各種様式を見直し、集約化・簡素化
- 誓約書、宣誓書を申請書に集約
- 添付書面の削減



●変更申請を届出制に変更し即日対応とする
　これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和４年５月１７日
自　　動　　車　　局
自動車情報課・整備課

「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を閣議決定

令和元年５月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、本日、閣議決定されました。

１．背景

令和元年５月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車検査証を電子化することや、自動車検査証に有効期間等を記録する事務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとなりました（以下「記録等事務委託制度」という。）。これに伴い、改正法の施行期日等を定める等の関係政令の整備を行います。

２．概要

（１）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

記録等事務委託制度の準備行為に係る施行期日は、令和４年５月 23 日とし、自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度に係る施行期日は、令和５年１月１日とします。

（２）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

①道路運送車両法施行令

記録等事務委託制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任します。

②自動車登録令

自動車検査証の電子化に伴い、現行、自動車登録検査情報処理システムからの出力方法に、「電磁的方法」を加えます。

③その他

改正法における用語の見直しに伴い、関係政令について所要の改正を行います。

④経過措置

軽自動車における自動車検査証の電子化等に係る経過措置の期限を、令和５年 12 月 31 日とします。

３．スケジュール

公布：令和４年５月２０日（金）
施行：令和４年５月２３日（月）（記録等事務委託制度の準備行為関係）
　　令和５年１月　１日（日）（自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係）

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局自動車情報課　道祖土、髙橋、林、　03-5253-8111（内線　42114）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和４年５月２０日
自　　動　　車　　局
自動車情報課・整備課

道路運送車両法施行規則等の改正について

～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

１　背景

令和元年５月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務（以下「特定記録等事務」という。）及び自動車検査証の変更記録に関する事務（以下「特定変更記録事務」という。）を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度（以下「記録等事務委託制度」という。）が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

２　概要

（1）電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、IC タグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。IC タグの記録情報の書き換えのみの場合（継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。）、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※　自動車検査証の電子化とあわせて、IC タグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいは PDF 等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

（2）記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要な事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

３　スケジュール

公布：令和４年５月２０日（金）
施行：令和４年５月２３日（月）（記録等事務の委託申請受付開始）
　　令和５年１月　１日（日）（自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係）

【問い合わせ先】
○自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務（継続検査）の委託について
国土交通省自動車局整備課　姉川、野村　03-5253-8111（内線　42424）
○特定変更記録事務（変更登録）の委託について
国土交通省自動車局自動車情報課　道祖土、髙橋、林　03-5253-8111（内線　42114）

【別紙１】電子車検証・記録等事務委託制度

国土交通省

○　令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。

○　これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

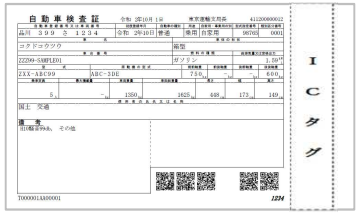
１．自動車検査証のＩＣカード化

現行



電子化後

【表面（イメージ）】



【裏面（イメージ）】

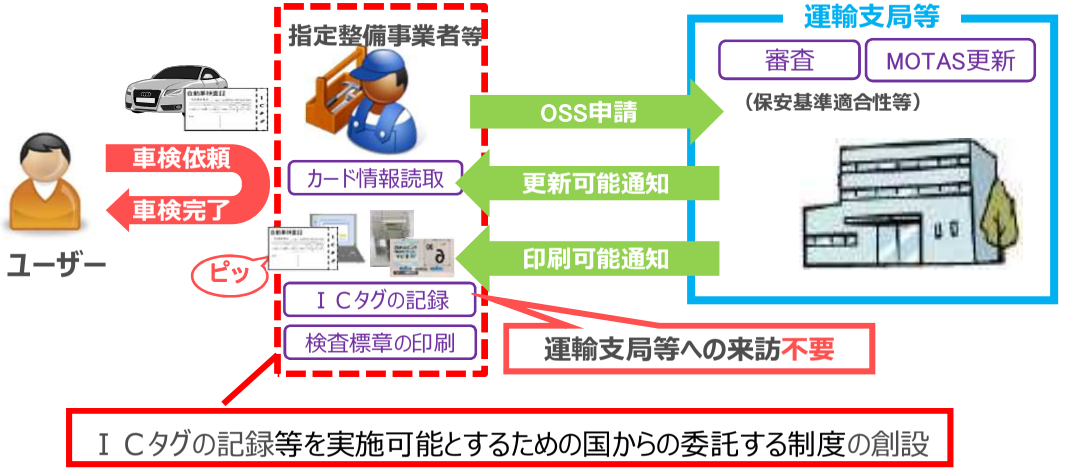


２．ＩＣタグの記録等事務の委託

現行



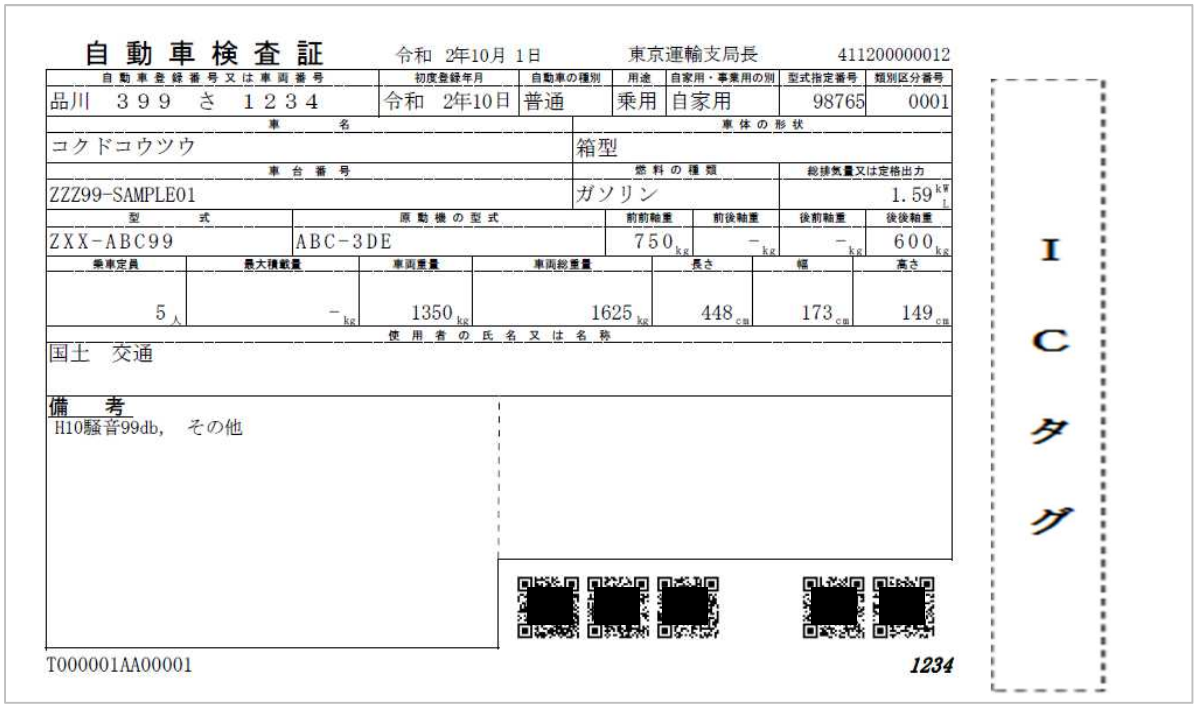
電子化後



ＩＣタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

【別紙２】電子車検証の仕様

国土交通省



自 動 車 検 査 証　令和 2年10月 1日　東京運輸支局長　411200000012

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
品川 399 さ 1234	令和 2年10日	普通	乗用	自家用	98765	0001

車名	車体の形状
コクドコウツウ	箱型

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
ZZZ99-SAMPLE01	ガソリン	1.59 kW/L

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ZXX-ABC99	ABC-3DE	750 kg	– kg	– kg	600 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
5 人	– kg	1350 kg	1625 kg	448 cm	173 cm	149 cm

使用者の氏名又は名称
国土　交通

備　考
H10騒音99db,　その他

T000001AA00001　1234

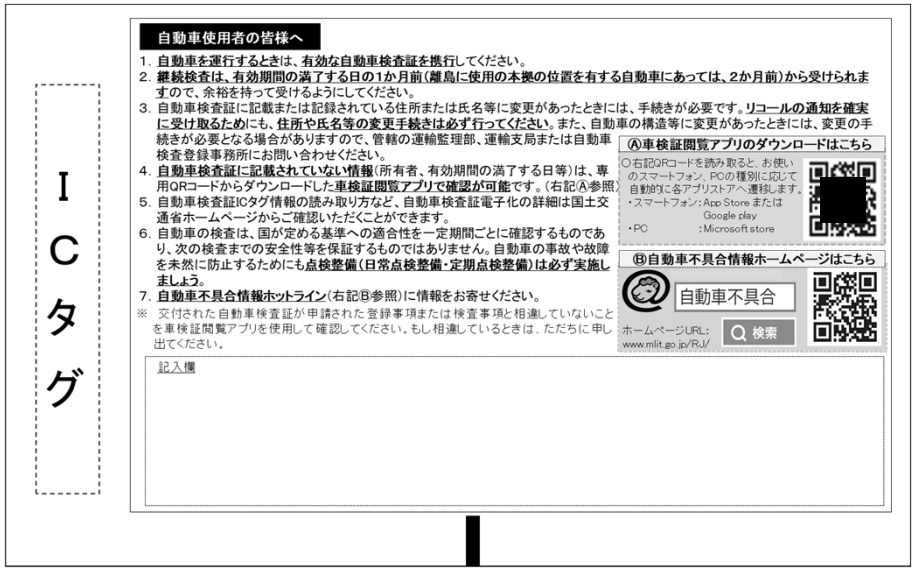
I C タ グ

【台紙】

寸法：縦105mm、横177.8mm
（7インチ）
紙厚：150μm（四六判110kg）

【ICタグ】

通信規格：ISO/IEC14443 TypeA



I C タ グ

自動車使用者の皆様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行してください。
2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。
4. 自動車検査証に記載されていない情報（所有者、有効期間の満了する日等）は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。（右記Ⓐ参照）
5. 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認いただくことができます。
6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備（日常点検整備・定期点検整備）は必ず実施しましょう。
7. 自動車不具合情報ホットライン（右記Ⓑ参照）に情報をお寄せください。

※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

Ⓐ車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら
○右記QRコードを読み取ると、お使いのスマートフォン、PCの種別に応じて自動的に各アプリストアへ遷移します。
・スマートフォン：App Store または Google play
・PC　：Microsoft store

Ⓑ自動車不具合情報ホームページはこちら
自動車不具合
ホームページURL：www.mlit.go.jp/RJ/
検索

記入欄

【別紙３】自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項

国土交通省

＜券面記載事項＞

- 自動車登録番号／車両番号
- 車台番号
- 交付年月日
- 使用者の氏名又は名称
- 車名・型式
- 型式
- 自動車の種別
- 長さ／幅／高さ
- 車体の形状
- 原動機の型式
- 燃料の種類
- 総排気量又は定格出力
- 自家用・事業用の別
- 用途
- 乗車定員／最大積載量
- 車両重量／車両総重量
- 軸重（前前・前後・後前・後後）
- 初度登録年月／初度検査年月
- 車両識別符号（車両ID）※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

備考欄情報　※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重
- 被牽引自動車である旨
- 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限）
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

現行の車検証情報はICタグに全て記録
汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所
- 使用の本拠の位置

備考欄情報

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

【別紙４】車検証閲覧アプリの概要

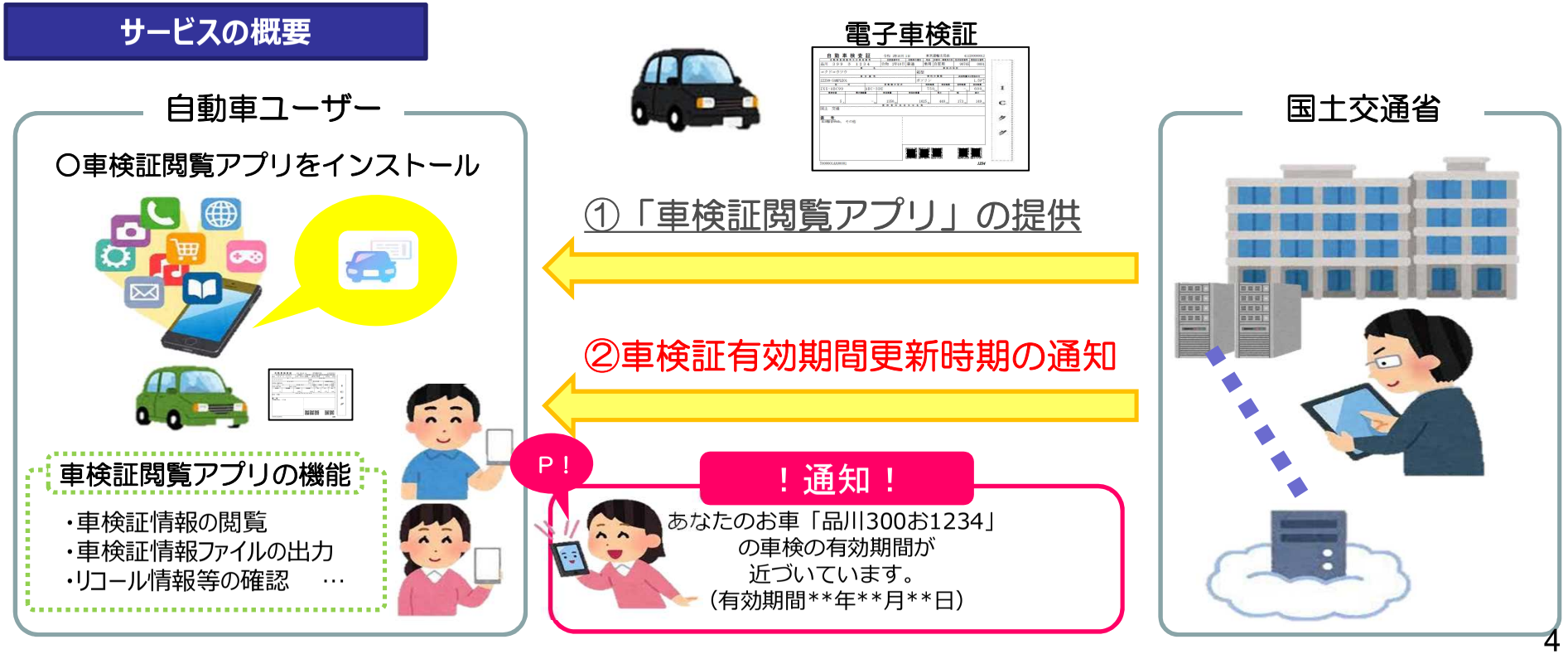
国土交通省

○ 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
○ 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
○ また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要



【別紙５】記録等事務の委託手続

国土交通省

１．記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の５）	特定変更記録事務（改正法第74条の６）
(１)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 （券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所））
(２)申請方式	電子申請（OSS申請）　（窓口申請は対象外）	

２．記録等事務の委託にかかる主な手続等

（１）申請先　：　運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

（２）委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任　等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザプリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク）、
個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID)、ICカードリーダ・ライタ、セキュリティ対策、盗難防止措置　等

（３）その他

○　標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、　事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
○　委託の解除手続き　　等

令和４年５月２０日
国自情第４４号の３
国自整第５０号の３

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局長

特定記録等事務代行等委託要領の制定について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第１４号）の規定により、改正後の道路運送車両法第７４条の５第１項及び第７４条の６第１項の規定による委託に関し必要な手続その他の行為については、道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和４年政令第１９４号）の規定により、令和４年５月２３日より行うことが可能となったところであり、併せて道路運送車両法施行規則等の一部を改正し、関係法令を整備したところです。

上記期日以降、記録等事務の委託申請をすることが可能となりますので、改正後の道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則等に基づく記録等事務の委託審査に関し、別紙のとおり要領を定めましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局長、沖縄総合事務局長及び軽自動車検査協会理事長に別添のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行等委託要領

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　特定記録等事務（第４条―第１７条）
第３章　特定変更記録事務（第１８条―第２９条）
附則

第１章　総則

（適用）

第１条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第７４条の５第１項の規定による継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託及び法第７４条の６第１項の規定による自動車検査証の変更記録に関する事務の委託に関しては、同法、道路運送車両法施行令（昭和２６年政令第２５４号）及び道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号。以下「施行規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定記録等事務　自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務であって、施行規則第４９条の６各号に掲げる事務に該当しないもの

二　特定記録等事務代行者　本要領第６条の規定により、運輸支局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局長等」という。）より特定記録等事務の委託を受けた者

三　特定変更記録事務　登録自動車の自動車検査証の変更記録に関する事務であって、施行規則第４９条の２０に定める事務に該当しないもの

四　特定変更記録事務代行者　本要領第２０条の規定により、運輸支局長より特定変更記録事務の委託を受けた者

五　委託番号　運輸支局長等が、特定記録等事務代行者又は特定変更記録事務代行者（以下「記録等事務代行者」と総称する。）に特定記録等事務又は特定変更記録事務（以下「記録等事務」と総称する。）を委託するときに付与する固有の番号

六　記録等事務代行アプリ　国土交通省自動車局（以下「本省」という。）が構築し、提供するアプリケーションであって、記録等事務代行者が記録等事務を行う際に使用するもの

（委託業務に係る費用）

第３条　記録等事務代行者は、運輸支局長等に対し、記録等事務を行うにあたって必要となる費用又は手数料その他の金銭の支払を請求することができない。

第２章　特定記録等事務

（申請の単位）

第４条　特定記録等事務の委託を受けようとする者は、特定記録等事務の委託の申請について、事業場単位で申請を行うものとする。

（特定記録等事務の委託の申請）

第５条　登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、最寄りの運輸支局長に、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、軽自動車検査協会に申請するものとする。

２　前項の規定により、同時に運輸支局長及び軽自動車検査協会のいずれにも申請するときは、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨を申請書に明記の上、運輸支局長及び軽自動車検査協会に同時に申請するものとする。

３　既に軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている場合において登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとするとき又は法第７４条の６第１項に基づき変更記録事務の委託を受けている場合において特定記録等事務の委託を受けようとするときは、本要領第８条又は第２２条の規定により既に付与された委託番号を申請書に記載するものとする。

４　特定記録等事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

（委託に当たっての審査基準等）

第６条　運輸支局長は、特定記録等事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第４９条の７の要件として、以下の（１）から（５）に適合すると認められるときは、委託するものとする。

（１）特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、以下のいずれかに該当する者であること。

ア　行政書士の資格を有する者又は行政書士法人

イ　行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１９条第１項ただし書に規定する総務省令で定める者として、行政書士法施行規則（昭和２６年総理府令第５号）第２０条第２項第２号に規定される者（ただし、同号で規定される手続きの区分に限る。）

ウ　指定自動車整備事業の指定を受けている者

（２）特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定記録等事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。

ア　自動車検査証への記録の適切な実施の管理

イ　検査標章の保管及び出納の管理

ウ　法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督

エ　問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理

（３）特定記録等事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

ア　記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン
イ　アに接続し、検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器
ウ　アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器
エ　インターネット接続環境
オ　記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

（４）特定記録等事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。
（５）施行規則第４９条の７第３号に掲げる者に該当しないこと。

２　前条第２項の規定により、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨が明記されている場合において、前項に定める要件をすべて満たしていると認めたときは、当該申請を受けた運輸支局長はその旨を軽自動車検査協会に通知しなければならない。

３　運輸支局長は、軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託に関する申請を審査するため、申請者が第１項（１）ウに該当する者であるかについて問合せがあった場合は速やかに回答すること。

（委託に係る事務の範囲）

第７条　運輸支局長は、特定記録等事務代行者に対し、施行規則第４９条の６各号に掲げる事務を委託してはならない。

（委託書）

第８条　運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定記録等事務代行者が軽自動車検査協会より特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第２０条の規定により既に特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

（通知の方法）

第９条　運輸支局長は、施行規則第４９条の４の規定に基づき特定記録等事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

（特定記録等事務代行者が講じる措置）

第１０条　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の４の規定による通知を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間及び自動車検査証へ記録すべき事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付すること。
二　通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章を交付すること。

（検査標章の配付等）

第１１条　運輸支局長は、特定記録等事務代行者の申請により、特定記録等事務に必要な検査標章を配付することとする。

２　運輸支局長は、特定記録等事務代行者から未使用の検査標章の返納があった場合はこれを回収することとする。

（検査標章の出納の記録）

第１２条　運輸支局長は、検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、前条の規定により検査標章を配付、回収したとき又は紛失の報告を受けたときは、出納状況を記録しなければならない。

２　特定記録等事務代行者は、検査標章の受入れ、交付、き損及び紛失等を記録する検査標章授受出納簿（事業者用）を作成し、検査標章の出納状況を適切に管理しなければならない。

（特定記録等事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等）

第１３条　運輸支局長は、施行規則第４９条の５第１項の規定により特定記録等事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。

２　本省は、施行規則第４９条の５第２項の規定により特定記録等事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。

３　運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。

４　運輸支局長は、施行規則第４９条の１３の規定による変更の承認を行ったとき又は第４９条の１４の規定による変更の届出があったときは、第１項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。

５　運輸支局長は、施行規則第４９条の１５の規定による廃止の届出又は第４９条の１６の規定による委託の解除を行ったときは、第１項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。

６　本省は、前２項の規定による報告を受けたときは、第２項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

（事業場の位置の変更の承認）

第１４条　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の１３の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第５条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。

２　前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は、本要領第６条第１項（２)、(３)及び（４）の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

（氏名又は名称等の変更の届出）

第１５条　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の１４の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

２　特定記録等事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第５条第４項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

（委託業務廃止の届出）

第１６条　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の１５の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

２　特定記録等事務代行者は、前項の廃止をした場合、遅滞なく保管している検査標章を運輸支局長に返納すること。

（委託の解除等）

第１７条　運輸支局長は、施行規則第４９条の１６の規定によるほか、特定記録等事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。

２　運輸支局長は、前項の解除を行った場合、当該解除を行った特定記録等事務代行者に対し、遅滞なく保管している検査標章を返納させるものとする。

第３章　特定変更記録事務

（申請の単位）

第１８条　特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、特定変更記録事務の委託の申請について、事業場単位で行うものとする。

（特定変更記録事務の委託の申請）

第１９条　特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、当該委託を受けようとする事務の範囲を管轄する運輸支局長に申請するものとする。

２　前項の規定において、複数の運輸支局長に申請するときは、申請手続を行うにあたり利便性の高い運輸支局長（以下「代表運輸支局長」という。）を指定した上で、複数の運輸支局長に同時に申請するものとする。

３　既に運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている場合において委託を受けていない運輸支局長から委託を受けようとするとき又は法第７４条の５第１項に基づき特定記録等事務の委託を受けている場合において特定変更記録事務の委託を受けようとするときは、本要領第８条又は第２２条の規定により既に付与されている委託番号を申請書に記載するものとする。

４　特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

（委託に当たっての審査基準等）

第２０条　運輸支局長は、特定変更記録事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第４９条の２１の要件として、以下の（１）から（５）に適合すると認められるときは、委託するものとする。ただし、複数の運輸支局長へ同時に申請があった場合は前条第２項に規定す

る代表運輸支局長が審査し、他の運輸支局長は次項の規定により代表運輸支局長から通知を受けてから審査するものとする。

（１）特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、行政書士の資格を有する者又は行政書士法人であること。

（２）特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定変更記録事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。

ア　自動車検査証への記録の適切な実施の管理

イ　法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督

ウ　問題が生じた場合等において運輸支局長と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理

（３）特定変更記録事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

ア　記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン

イ　アに接続し、自動車検査証記録事項を印刷するための機器

ウ　アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器

エ　インターネット接続環境

オ　記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

（４）特定変更記録事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

（５）施行規則第４９条の２１第３号に掲げる者に該当しないこと。

２　前条第２項の規定により、申請者が複数の運輸支局長に対して委託の申請をした場合において、代表運輸支局長は、前項に定める要件をすべて満たしていると認めたときは、その旨を申請があった他のすべての運輸支局長に通知しなければならない。

（委託に係る事務の範囲）

第２１条　運輸支局長は、特定変更記録事務代行者に対し、施行規則第４９条の２０に掲げる事務を委託してはならない。

（委託書）

第２２条　運輸支局長は、特定変更記録事務の委託をしたときは、当該特定変更記録事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定変更記録事務代行者が本要領第６条の規定により特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第２０条の規定により他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

（通知の方法）

第２３条　運輸支局長は、施行規則第４９条の１８の規定に基づき特定変更記録事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

（特定変更記録事務代行者が講じる措置）

第２４条　特定変更記録事務代行者は、施行規則第４９条の１８の規定による通知を受けたときは、通知を受けた自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付しなければならない。

（特定変更記録事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等）

第２５条　運輸支局長は、施行規則第４９条の１９第１項の規定により特定変更記録事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。

２　本省は、施行規則第４９条の１９第２項の規定により特定変更記録事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。

３　運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。

４　運輸支局長は、施行規則第４９条の２６の規定による変更の承認を行ったとき又は第４９条の２７の規定による変更の届出があったときは、第１項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。

５　運輸支局長は、施行規則第４９条の２８の規定による廃止の届出又は第４９条の２９の規定による委託の解除を行ったときは、第１項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。

６　本省は、前２項の規定による報告を受けたときは、第２項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

（事業場の位置の変更の承認）

第２６条　特定変更記録事務代行者は、施行規則第４９条の２６の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第１９条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。

２　前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は本要領第２０条第１項（２）、（３）及び（４）の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

（氏名又は名称等の変更の届出）

第２７条　特定変更記録事務代行者は、施行規則第４９条の２７の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

２　特定変更記録事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第１９条第４項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

（委託業務廃止の届出）

第２８条　特定変更記録事務代行者は、施行規則第４９条の２８の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

（委託の解除等）

第２９条　運輸支局長は、施行規則第４９条の２９の規定によるほか、特定変更記録事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。

附　則

（施行期日）

この要領は令和４年５月２３日から施行する。

令和４年５月２０日
国自整第５２号の３

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第１４号）に基づく準備行為として本年５月２３日より可能となる委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和４年５月２０日付け国自情第４４号・国自整第５０号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第５条

・　登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は最寄りの運輸支局長に、別記様式１の申請様式により申請するものとする。

　なお、自動車検査登録事務所に申請書が到達した場合は、当該自動車検査登録事務所を管轄する運輸支局長あてに当該書面を送付するものとする。

・　申請様式には運輸支局長からの各種通知を受けるためのメールアドレス、本申請に係る担当者の氏名及び連絡先電話番号を記載するものとする。

・　委託書の交付は、申請を受理した日から概ね３０日程度で行うものとする。

局長通達第６条

・　（１）のアからウのいずれかに該当する者であることの確認方法については以下のとおりとする。

（アについて）

　行政書士の資格の確認については、行政書士証票の写しの添付をもって行うものとする。また、行政書士法人の確認にあたっては、登記事項証明書の写し又は定款の写しの添付をもって行うものとする。

（イについて）

　定款の写しの添付をもって確認するものとする。

（ウについて）

　申請書に記載された指定整備工場コードを指定自動車整備事業者台帳により確認するものとする。

・　（２）の要件を満たしていることの確認については、別記様式１に添付される添付資料１により行うものとする。

　なお、「特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織」の具体的な要件は、特定記録等事務を行うために必要な法令や通達、委託条件を理解したうえでアからエの業務を行うとともに、当該事務にあたる者への周知や指導を実施できる者を特定記録等事務責任者として選任し、適切かつ確実に当該業務にあたることができる体制を整えているものであることに留意するものとする。

・　（３）及び（４）の要件を満たしていることの確認については、別記様式１に添付される添付資料１により行うものとする。

・　（５）の確認については、別記様式１に添付される添付資料２により行うものとする。

局長通達第８条

・　運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対してあらかじめ本省から割り当てられた委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書（別記様

式２）を交付するものとする。

・　登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請と検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合は、運輸支局長は委託をする際に記載する委託番号を速やかに軽自動車検査協会に対して通知するものとする。

・　委託書の発行は運輸支局長、軽自動車検査協会がそれぞれ行うものとする。

局長通達第１１条

・　特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式３）に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。その際、委託書の写し及び検査標章授受出納簿（事業者用）の写し（初回申請時を除く）を提示するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければならない。

・　特定記録等事務代行者は、検査標章を受領した場合は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式）の受領者氏名欄に記名しなければならない。特定記録等事務責任者は、受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿（事業者用）（別記様式４）に必要事項を記入したうえで、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

・　運輸支局長は、検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、次に掲げる確認等を行うこととする。

一　特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。

二　希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における３ヶ月間の継続検査業務量に１．１を乗じた値（１００未満切り上げ）を超える場合（直近３ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。）は、希望枚数算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

三　検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式５）に必要事項を記入すること。

・　運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施行規則第４９条の４第１項第１号の申請を行う自動車検査登録事務所１か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければならない。

・　特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式６）に記入し、特定記録等事務の委託を

受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

・　特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあった場合は運輸支局長に返納しなければならない。

・　運輸支局長は、提出があった検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

・　運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。

局長通達第１２条

・　運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領について（依命通達）（昭和３６年１１月２５日付け自車第８８０号)」別添「自動車検査業務実施要領」６－１に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

・　運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、前項に規定する方法により記録させ、検査標章納入予定月の前月１０日までに出納状況を報告させるものとする。

・　運輸支局長は、返納された検査標章の枚数を検査標章授受出納簿（運輸支局用）に記入すること。

・　運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとし、作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。

・　特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければならない。

局長通達第１３条

・　運輸支局長は、令和４年１２月２日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第４９条の５第２項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式７の報告様式に記載のうえ令和４年１２月９日までに本省に報告するものとする。

　また、令和４年１２月３日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和５年１月３１日までに別記様式７により報告するものとする。

・　運輸支局長は、施行規則第４９条の１３及び第４９条の１４に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和４年１２月９日又は令和５年１月３１日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。

・　令和４年１２月９日までに本省に報告があったものについては、本省は令和５年１月４日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和５年１月３１日までに本省に報告があったものについては、令和５年２月２０日から記録等事務代行アプ

リを使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第１４条

・　特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね３０日前までに別記様式８により申請を行うものとする。

・　運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第４条及び第５条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式９）を交付するものとする。

局長通達第１５条

・　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の１４の規定による変更をしようとするときは、概ね７日前までに別記様式８により届出を行うものとする。

局長通達第１６条

・　特定記録等事務代行者は、施行規則第４９条の１５の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね７日前までに別記様式１０により届出を行うものとする。

準備行為期間後の本通達の取扱いについて

・　令和５年１月からはオンラインでの申請等が可能となるため、別途オンライン申請に係る局長通達の運用についての通達を発出予定であるが、一部令和５年１月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間本通達によることとする。

整 備 事 業 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設　　問	回答
1	自動車特定整備事業者は、特定整備をしたときは、請求により、特定整備記録簿の写しを当該自動車の使用者に交付しなければならない。	
2	新規検査の際、自動車に指定部品が簡易な取付方法により装着されており、当該自動車の高さが登録識別情報等通知書に記載された高さと比較して3cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
3	車両総重量が8トン未満の自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。	
4	自動車検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
5	電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業者の電子制御点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。	
6	乗用車の継続検査において、他の認証工場によって点検整備が行われたことが特定整備記録簿によって確認できたので、完成検査のみを実施して保安基準適合証を交付した。	
7	貨物の運送の用に供する普通自動車で、最大積載量が1トンであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、道路運送車両法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。	
8	自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検と併せて行うことが合理的である油脂液類の補充及び交換の作業は実施しても差し支えない。	
9	指定整備記録簿の検査機器等による制動力欄（前軸・軸重欄）については、軸重を計測することが困難な場合、当該自動車検査証に記載されている軸重（前2軸車については、前前軸）に55kgを加えた値を記載すること。	
10	指定整備記録簿は、自動車検査証の有効期限が1年の自動車にあっては、その記載の日から1年間、自動車検査証の有効期限が2年の自動車にあっては、その記載の日から2年間保存すればよい。	

整 備 事 業 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	請求の有無に関わらず、使用者に交付しなければなりません。 【道路運送車両法第91条第2項】
2	×	登録識別情報等通知書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の証明をしてはいけません。 【道路運送車両法第94条の5第5項】
3	×	3月ごとに点検しなければなりません。 【道路運送車両法第48条第1項第1号】
4	○	その他道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員についても同様です。 【道路運送車両法第94条の7】
5	○	下記条文のとおりです。 【道路運送車両法施行規則第第57条第1項第1号ロ】
6	×	当該指定自動車整備事業者が点検しなければなりません。 【道路運送車両法第94条の5第1項】
7	×	この場合、小型自動車であれば提示を省略することができます。 【道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3】
8	×	交換作業は認められません。 【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について別紙3の2の2(5)】
9	○	下記「検査機器等による検査」欄の記載例のとおりです。 【指定整備記録簿の記載要領について】
10	×	自動車検査証の有効期限に関わらず2年間保存しなければなりません。 【道路運送車両法第94条の6第2項】

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設　　問	回答
1	最低地上高を測定する場合、測定する自動車は審査時車両状態とする。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
2	普通乗用自動車（乗車定員9人）の運転車席の座席ベルトについて、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転車席の運転者に警報する装置が警報を発しなかったので、保安基準不適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
3	専ら乗用の用に供する普通自動車の運転車席の側面ガラスに着色フィルムが貼られていたため、可視光線透過率を測定したところ、70%だったので保安基準適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
4	速度計の表示がmile／hしかなかったので、保安基準不適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
5	軽油を燃料とする自動車の光吸収係数の測定について、1回目の測定値は閾値を超えていたが、2回目の測定値は閾値以下であったので、2回目の測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数として保安基準適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
6	小型貨物自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に9mm突出していたが、保安基準適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
7	小型乗用自動車に備える制動灯の取付け高さを測定したところ、その照明部の下縁の高さが地上250mmであったので保安基準適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
8	普通乗用自動車に備える前部霧灯の個数について、4個備えられていたが、同時に3個以上点灯しないように取付けられていたので保安基準適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	
9	平成19年に製作された普通乗用自動車（最高速度40km／h以上）の速度計の指度について、当該自動車の速度計が40km／hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて測定した速度が44km／hであったので保安基準適合と判断した。	
10	専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車の荷台（傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0．1㎥未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が1．3t／㎥であったので保安基準不適合と判断した。 （自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。）	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	測定する自動車は空車状態でなければなりません。 【審査事務規程7－3－1②ア(ア)】
2	○	下記のとおり備えなければなりません。 【審査事務規程8－45－1】
3	○	可視光線透過率は70%以上であることが確保できるものでなければなりません。 【審査事務規程8－55－1－1(1)⑫】
4	○	速度がkm／hで表示されないものは基準に適合しません。 【審査事務規程8－110－2－2(1)①】
5	○	2回目の測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とします。ただし、1回目及び2回目とも閾値を超えた場合には、再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値とします。 【審査事務規程別添11　4．4．(3)】
6	×	小型貨物自動車は突出してはいけません。 【審査事務規程8－28－1(3)①】
7	×	この場合、照明部の下縁の高さは地上350mm以上でなければなりません。 【審査事務規程8－88－3(1)②】
8	○	前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯しないように取付けられていなければなりません。 【審査事務規程8－70－3(1)①】
9	×	31．0km／h 以上 42．5km／h 以下の範囲でなければなりません。 【審査事務規程9－13(1)】
10	○	普通自動車にあっては 1．5t／m3未満のものは基準に適合しません。 【審査事務規程7－52－1(1)②】

プレスリリース
令和 3 年 6 月 30 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 37 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 7 月 1 日（１.①については令和 3 年 6 月 30 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の検査等関係

① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化［別添 3］

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

２．自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
令和３年８月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の検査等関係

①　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]

○　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]

②　審査継続となる場合の明確化について

○　審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]

③　OBD検査について

○　OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]

④　その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

２．自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

令和 3 年 9 月 30 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 40 次改正）

Ⅰ．改正概要

１.自動車の検査等関係

（１） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

２.自動車の型式の指定等関係

（１） 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添 1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01	事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9 項目）

ア TRIAS 09-R141-02	タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）
イ TRIAS 09-R142-02	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
ウ TRIAS 11-R079-03	かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
エ TRIAS 12-R152-02	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
オ TRIAS 17(2)R100(1)-02	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号）（車両））
カ TRIAS 17(2)R100(2)-02	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））
キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））
ク TRIAS 30-R041-03	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
ケ TRIAS 48-R157-01	自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

Ⅱ．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）［２．（１）①ア］

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号）［１．（１）、２．（１）②ア～カ、ク、ケ］

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）［２．（１）②キ］

Ⅲ．施行日

令和 3 年 9 月 30 日

プレスリリース
令和４年１月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
　○　自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
　○　圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
　○　自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
２．受検車両と書面の同一性確認の明確化について
　○　ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
３．新規検査等提出書面審査要領について［別添2］
　○　小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
４．並行輸入自動車審査要領について［別添3］
　○　届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
５．改造自動車審査要領について［別添4］
　○　届出様式の記載事項について明確化します。
６．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
７．施行は令和４年１月31日（ただし、３.、４．及び５．の改正については令和４年４月１日より適用）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和4年4月以降に届出されるものは次の様式が変更になりますので、お知らせします。

① 第２号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置の形式に係る欄を新設します。また、視野確保装置の形式に係る欄を追加します。

② 第6号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置に係る欄を新設します。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和5年1月31日

令和 4 年 3 月 29 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR: Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]

○ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]

○ タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]

② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]

○ 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）
・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

３．施行日

令和 4 年 3 月 29 日

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
- ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
- セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
- ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
  - （ア） 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
  - （イ） 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
  - （ウ） （ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬ 3 次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

OBD検査の導入に向けた事前準備について

独立行政法人
自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

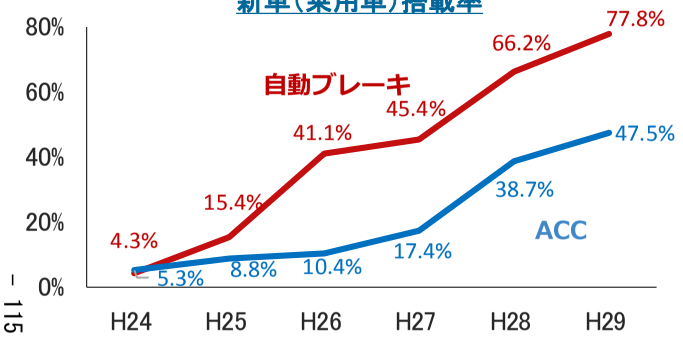
1．OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について（平成31年3月13日）より

○ 近年、自動ブレーキなど**自動運転技術の進化・普及が急速に進展**しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要。**

○ 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

自動ブレーキ、自動車間距離制御（ACC）新車（乗用車）搭載率



電子装置の不具合事例

- **ACC**を使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
  ⇒ **前方監視用のカメラが偏心**していた
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキ**が誤作動し、急減速した。
  ⇒ 自動ブレーキの**レーダセンサの取付角度が設計値より下向き**になっていた。

⇨ **現在の車検では検出できない不具合**

諸外国の状況

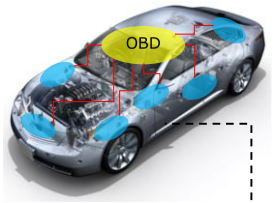
EU
- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨（EU指令 2014/45EU）。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国
33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する**「車載式故障診断装置（OBD：On-Board Diagnostics）」**が搭載されている。



記録された故障コード（DTC）は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

接続

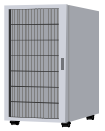


OBDを活用した自動車検査手法

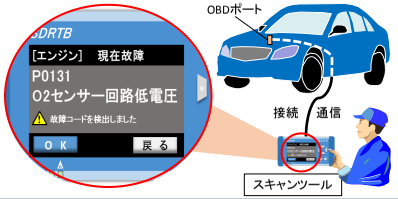
自動車メーカー

提出

- 故障コード読出に必要な技術情報（**ECU情報**）
- 保安基準不適合の故障コード（**特定DTC**）



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時
特定DTC を検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象
2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

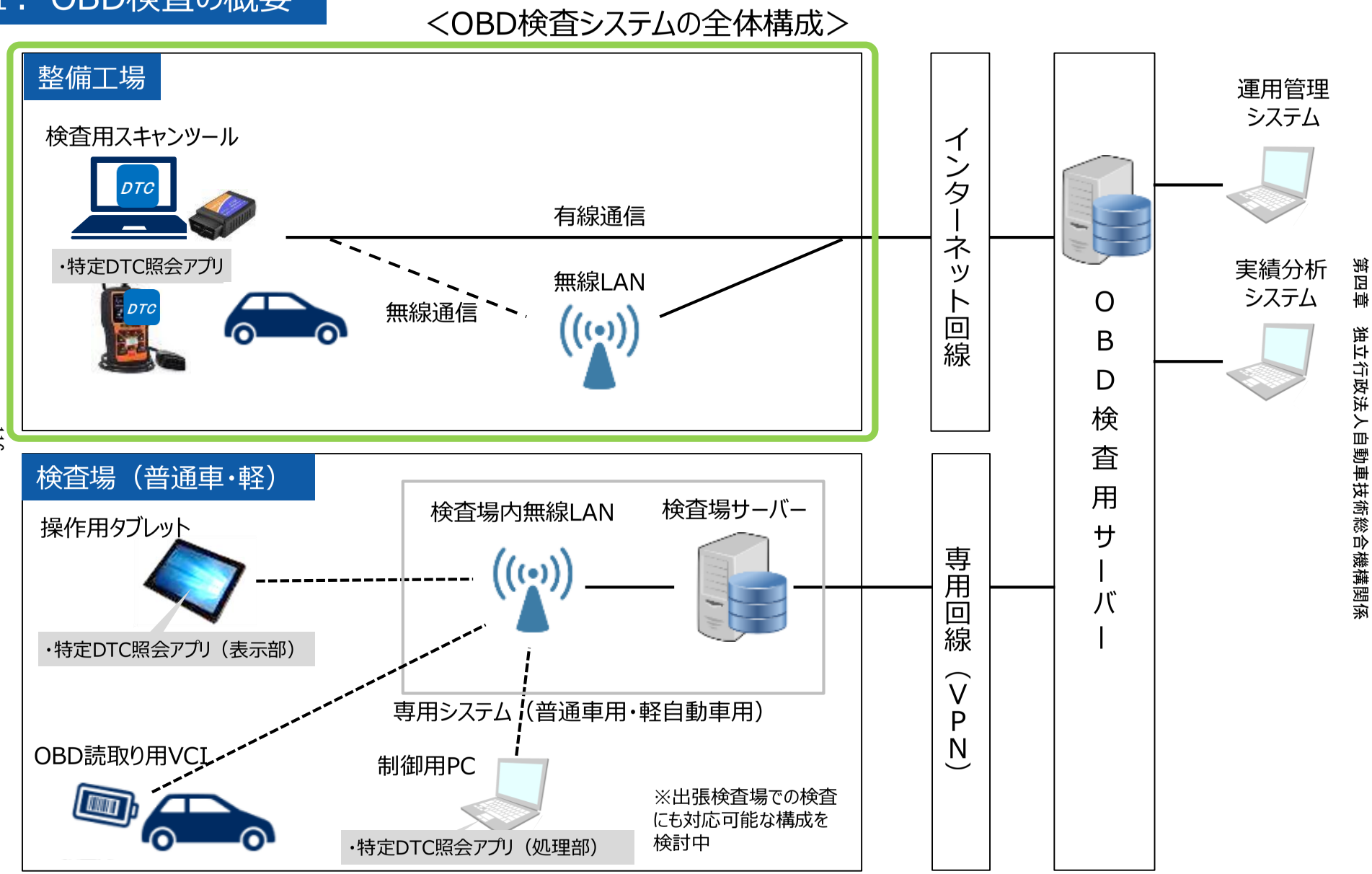
③排ガス関係装置

検査開始時期
2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年10月

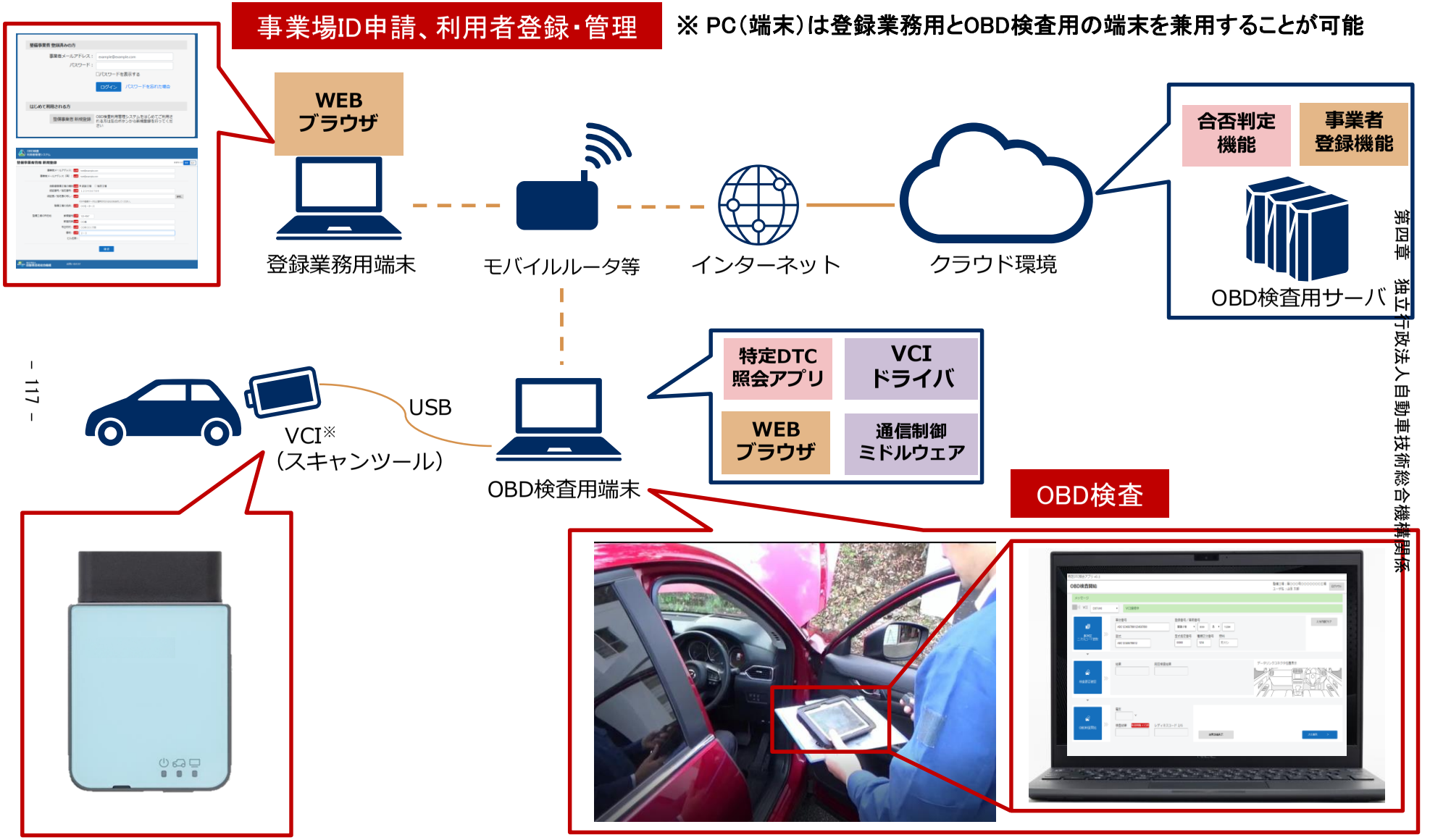
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1．OBD検査の概要



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2．OBD検査のシステム構成



※パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール

【凡例】 ：OBD検査に向けた準備業務
：OBD検査の運用にかかる業務

		2021				2022				2023				2024				2025			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
マイルストーン		特定DTC情報管理業務開始手数料徴収開始・運用管理センターの運用開始（2021/10）							システムリリース コールセンター運用開始（2023/04）			OBD検査プレ運用開始（2023/10）			合否判定開始(国産車)（2024/10）				合否判定開始(輸入車)（2025/10）		
OBD検査業務	国産車											プレ運用			本格運用						
	輸入車														プレ運用		本格運用				
OBD情報管理業務				審査用技術情報の管理																	
プレテスト				プレテスト	結果とりまとめ																
OBD検査システム	OBD検査用サーバ	1R開発		運用・保守																	
	スキャンツール	開発								プレ運用（配信）											
	特定DTC照会アプリ	開発								プレ運用（準備含む）											
検査体制	検査場									研修準備		研修									
	整備工場									周知		登録		プレ運用			本格運用				
運用管理体制	運用管理センター			運用																	
	コールセンター									問い合わせ対応（電話・メール、チャットボット）											

①令和4年9月～
OBDシステム登録の周知

②令和5年4月～
OBDシステム登録の開始

③令和5年10月～
OBD検査プレ運用

④令和6年10月～
OBD検査本格運用

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

PC・タブレット
※Windows10
※特定DTC照会アプリ

検査用スキャンツール



必要に応じて
※車検証読取用。手入力も可。


▲ICタグリーダー


▲QRコードリーダー

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領（通達）」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール　【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号（指定事業者の場合は指定番号）等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ（特定DTC照会アプリ）を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備
（令和5年4月～）

- 事業場の認証・指定（国への申請）
- 事業場ID申請（自動車機構への申請）
- 利用者（工員・検査員等）登録・管理
- 特定DTC照会アプリインストール
- プレ運用（令和５年10月～６年９月）

検査開始
（令和6年10月～）

- 受入点検
- 整備
- 完成検査

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール　【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

○ 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。

【システムの初回ログインまでの流れ（予定）】

指定・認証工場





独立行政法人 自動車技術総合機構
OBD検査ポータルサイト

【① ポータルサイトから事業場IDの申請】



❶ 申請受付メール

❷ 申請完了メール（初回ログインURL）
❸ クライアント証明書の招待コード



【② クライアント証明書をインストール用ツールをダウンロード】
【③ クライアント証明書をインストール】

【④ OBD検査システムへの初回ログイン】



OBD検査システム　運用管理センター

第四章　独立行政法人自動車技術総合機構関係

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

４．OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
   ※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月（予定）からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

第五章　軽自動車検査協会関係

1. 協会の業務等

（１）業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（２）事務所所在地等

事務所	〒	所在地	ＴＥＬ
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲１２５８番地１８（国分寺流通センター内）	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町１８１４番地の２	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜３１０６番地２	050-3816-3125

（３）業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

（土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業）

（４）ユーザー車検予約システム（平成２７年１月３０日～）

〇パソコン（インターネット）、スマートフォン、
第３世代以降の機種による携帯電話（WEB）での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3818-8669
徳島事務所　050-3818-8670
愛媛事務所　050-3818-8671
高知事務所　050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録（アカウント登録）が必要です。

Internet Explorerサポート終了に伴うお知らせ

平素より、当協会の軽自動車検査業務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

Microsoft 社のInternet Explorer（IE）サポートが2022年6月16日に終了するにあたり、
以下の軽自動車検査業務にかかる各システムにおいて「Internet Explorer（IE）」を
ご利用いただけなくなります。
サポート終了にあたり、今後は以下の推奨ブラウザでのご利用をお願い申しあげます。
利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申しあげます.

●軽自動車ＯＳＳ

令和４年６月１０日（金）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome

●軽自動車検査予約システム

令和４年５月３１日（火）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome
・Mozilla Firefox

●次回自動車重量税額照会サービス

令和４年５月３１日（火）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome

構内・検査コースの
事故防止について



お　願　い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるようにお願いいたします。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　願　い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、**エンジンを停止**して下さい。

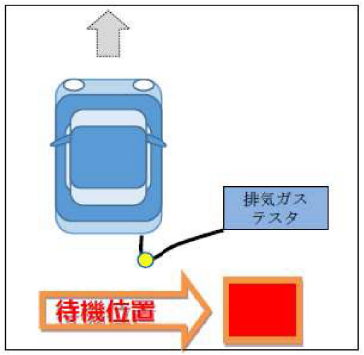
また、リフトが完全に下降するまでは、**エンジンをかけないで下さい。**



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。





排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。





軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　知　ら　せ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例



1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす事が必要になります

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ、　電源投入時に警報を発しないもの
ロ、　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
ハ、　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

適用年月日

乗　用

新型自動車	適用除外	平成12年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成14年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

貨　物

新型自動車	適用除外	平成14年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成15年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～検査時車両状態について～

1.荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。



2.後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成29年1月19日

お　知　ら　せ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成２９年２月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1．空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。

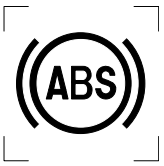
2．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック　②側方エアバック　③ブレーキ　④ＡＢＳ　⑤原動機

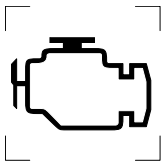

（例）


（例）


（例）



（例）


（例）

3．原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

4．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

○　受検者の禁止事項

受検者の皆様へ

自動車検査場においては、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を指示することがあります。

なお、これに応じない場合には、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご承知ください。

①　暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定及び説明等を強要しないこと。

②　検査を受ける自動車の運転者（1 名に限る）以外の者は入場しないこと。

③　検査コース内において、歩行速度以上の速度で通行しないこと。

④　検査コース内において、整備等しないこと。

⑤　検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

⑥　座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。

⑦　凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。

⑧　拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。

⑨　その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

⑩　検査中及び検査コース等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑪　検査担当者の許可なく検査コース内の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑫　検査コース内において、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑬　現車検査中の検査担当者に対して、検査担当者の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

⑭　他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

軽自動車検査協会

○受検時の指示事項

受検者の皆様へ

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守りください。
これら事項が守られていない場合は検査担当者から検査時において、受検者に対し指示が行われます。
なお、受検者がこれに従わなかった場合には、受検車両の検査を行わないことをご承知ください。

「受検に際して必要な指示事項」

① 持込検査中は軽自動車検査票を保持すること。

② 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態とすること。

③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。

④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。

⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。

⑥ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。

⑦ 窓ガラスは取外された状態でないこと。

⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。

⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。

⑩ 窓ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。

⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑮ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑰ 検査が終了した場合には、軽自動車検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。

⑱ 走行距離計は総走行距離を表示した状態とすること。

⑲ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑳ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

㉑ 検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

㉒ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

㉓ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

㉔ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

軽自動車検査協会

○ 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

(1)　第 4 章及び第 5 章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア　粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ　挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ　扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ　走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ　灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア　緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ　不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア　粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ　灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ　空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ　排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ　灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ　後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア　貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ　表示された内容が容易に消えるもの

ウ　マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。）

(2)　灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

軽自動車検査協会

平成３０年２月９日

お　知　ら　せ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直し

平成３０年６月１日から実施します。

平成１０年９月１日以降に製作された自動車は、平成２７年９月１日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

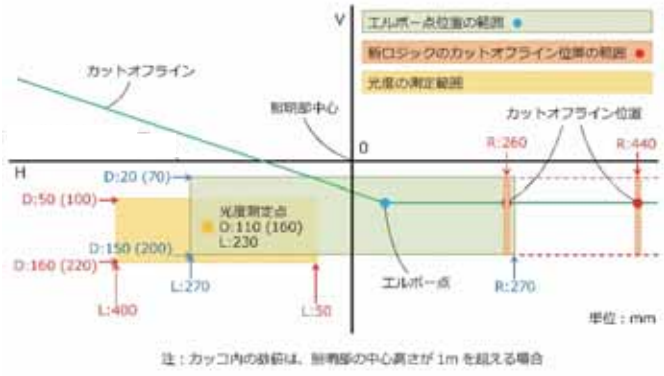
※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

(1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。

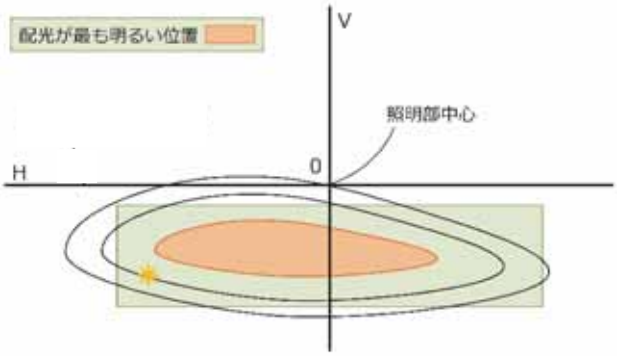
(2) (1) による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

（注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。）

①エルボー点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置（新ロジック※の計測位置）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



②配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。）



※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



検査コースにおける
前照灯試験機を用いた検査フロー

START

あなたの  は

すれ違い用前照灯
検査対象自動車 ですか？

※ **平成10年9月以降製作車**
自動車排出ガス記号の識別表示が２桁以降のもの

NO

YES

すれ違い用前照灯の計測
（必ず左右両方を計測）
※ **すれ違い用試験機を使用**

すれ違い用前照灯の照射光線が
他の交通を妨げていないものですか？

以下①・②のいずれかに該当する場合は、**計測困難な自動車**とみなし、**走行用前照灯の計測**へ進みます。

① エルボー点又は右方のカットオフラインがすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にある

② すれ違い用前照灯の配光の最も明るい位置が水平面より下方にある(試験機で測定し、カットオフラインではエルボー点を判断できない場合)

妨げている(該当しない)

合否

不合格

合格

妨げていない(該当する)

走行用前照灯の計測
※ **走行用試験機を使用**

合格

合否

不合格

調整後の再入場(再検査)

GOAL

前照灯試験：適合

前照灯試験：不適合

対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力お願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド（9時00分～16時00分）

○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- 車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- 二次架装などの不正改造車を排除
- リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- 不正受検（検査票の改ざん、偽造等）を防止
- 将来的には、検査結果をより詳細に情報提供

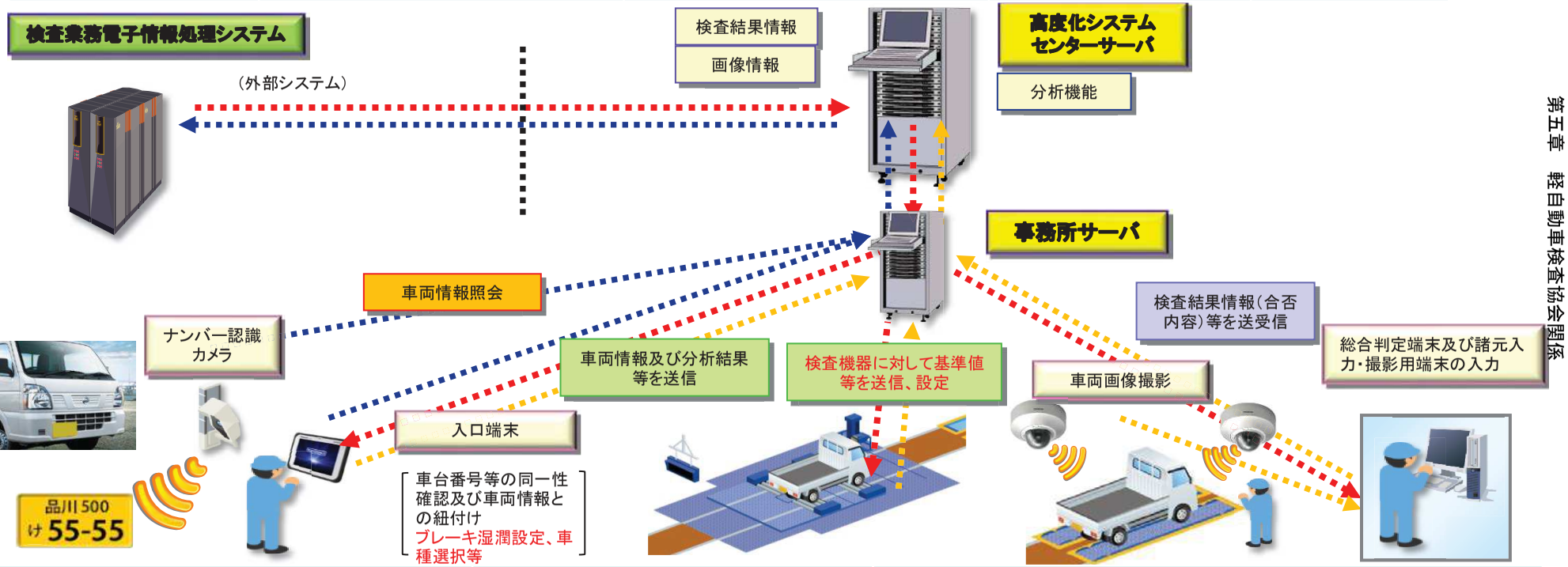


軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
• 型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。	• 事務所間の再検率のバラツキに異常がないか観察する。 • 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。 • 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。	• 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。 • E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。	• 国交省はH30年度に指定整備事業者に仕様変更した車両の画像データを提供する予定。	• 型式・装置毎の不具合を分析する。



安全・環境対策

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止
• 受検車両の検査結果を通知する（現在、一部の事務所で試行中）。	• 電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を 防止する。

利便性向上

利用者利便の向上
• 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。 • 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。

職員支援

検査職員を支援
• 検査票をペーパーレス化する。 • タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。 • 業務量集計業務の簡素化。 • ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。 • 検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。

お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

２－２１－１ 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

２－２１－２ 改造部位等の画像の取得

（１）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（２）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

《軽自動車/車両番号標（ナンバープレート）の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあっては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号
が同一であるかを確認して下さい。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会ＨＰよりアクセスできますので、ぜひご活用ください。

https://www.keikenkyo-faq.jp/







軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～ＯＣＲの記載について～

平成２９年４月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、関連するＯＣＲシートに証明書指示欄及び□チェックの欄が追加されました。

平成２９年４月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに新規検査、継続検査、予備検査（保安基準適合証のみ）、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

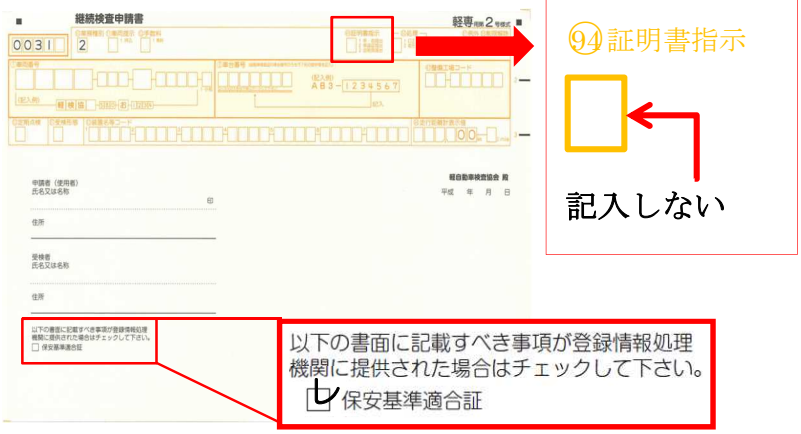
＜電子保適証を利用しない場合＞

保安基準適合証の電子化を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「１」を記載してください。



＜電子保適証を利用する場合＞

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□にチェック（レ）が必要です。



※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、<u>認証番号の記入は必須です。</u>

対象手続き

- 新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

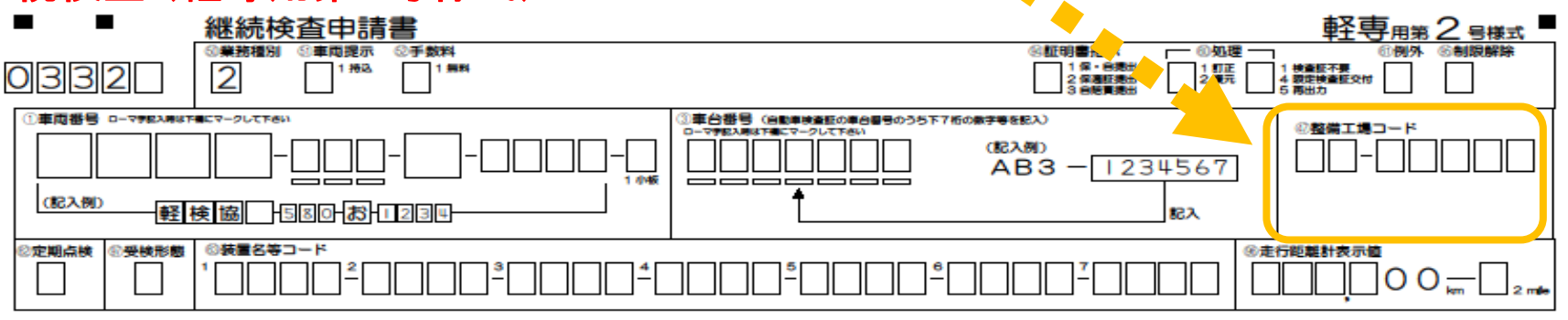
新規検査・予備検査（軽第1号様式）



（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

（注2）指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）



※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

2019年（令和元年）5月7日から 軽自動車OSSを継続検査 開始しました。

検査手数料・自動車重量税の電子納付

電子申請

Click!

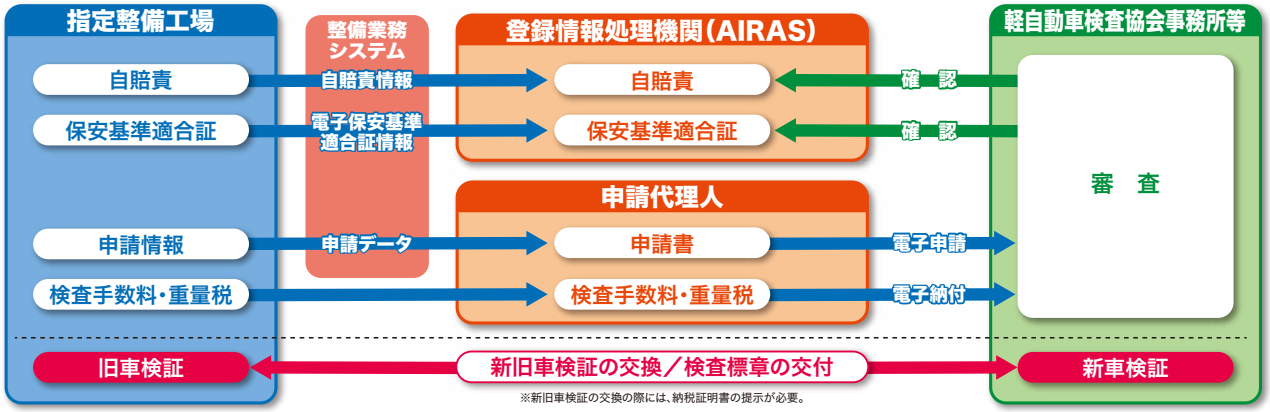


OSSの前提条件

保安基準適合証情報

自賠責情報

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス



※新旧車検証の交換の際には、納税証明書の提示が必要。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先：軽自動車OSS専用ダイヤル 電話：050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト：https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1.申請手続

○紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易。**

○**申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）**の提出・提示が不要。**

2.保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

○手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（**紙と比較して1/3程度**　※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。

○保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成。**

3.検査手数料・自動車重量税の納付

○電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要。**

○印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避。**

4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

○申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。

○窓口での**待ち時間が短縮（審査に要する待ち時間がない）。**



来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成３１年４月２６日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

申請者の皆様へ

ご協力のお願い

皆様の書類を確実にお預かりするため、窓口に申請書類をご提出される際は下記の３点にご協力をお願いします。

１．申請書類を備え付けのクリアファイルに入れてください。





２．備え付けのチェックシートに番号札の番号及び申請件数を記入しクリアファイルに入れて窓口にお出しください。

※２件以上の申請書類を窓口に提出される場合には、ご記入願います。

番号札　　番

申請件数チェックシート

新車新規検査	件	中古新規検査	件
予備検査	件	予備検書換	件
構造等変更検査	件	継続検査	件



３．番号札を持ってお待ちください。（番号札の番号でお呼びします。）

お問い合わせは軽自動車検査協会までお願いします

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査協会ＨＰトップ
※令和２年２月３日９時ＨＰ公開



検査予約システムトップページ
※令和２年２月３日９時公開



９時から２１時まで利用できます。
（土日祝も利用可。）

トップ画面

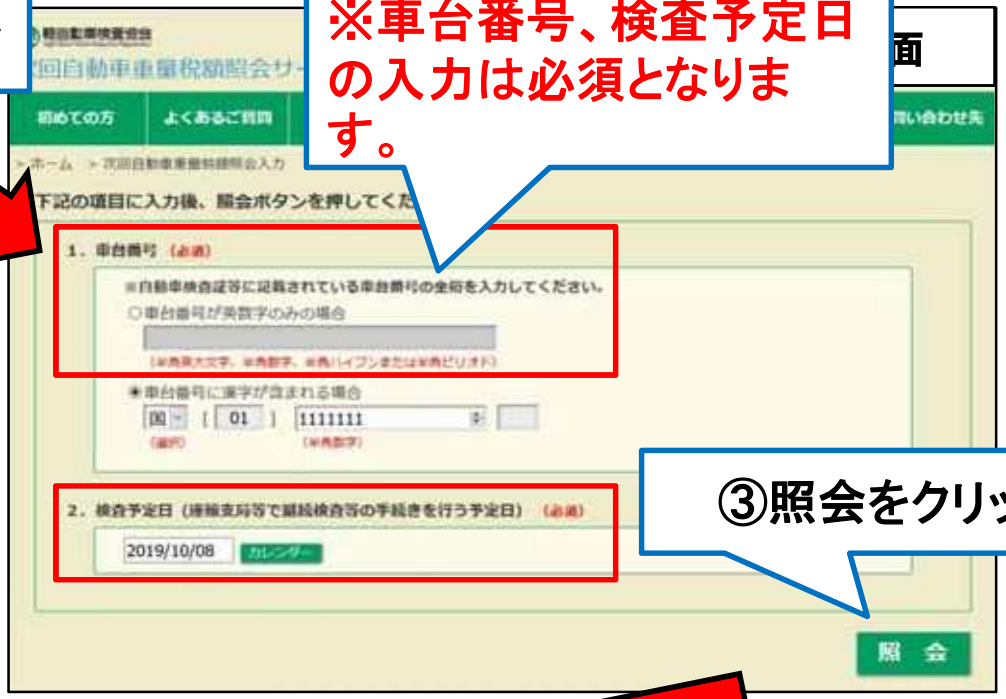


次回自動車重量税額照会サービスへの利用方法

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

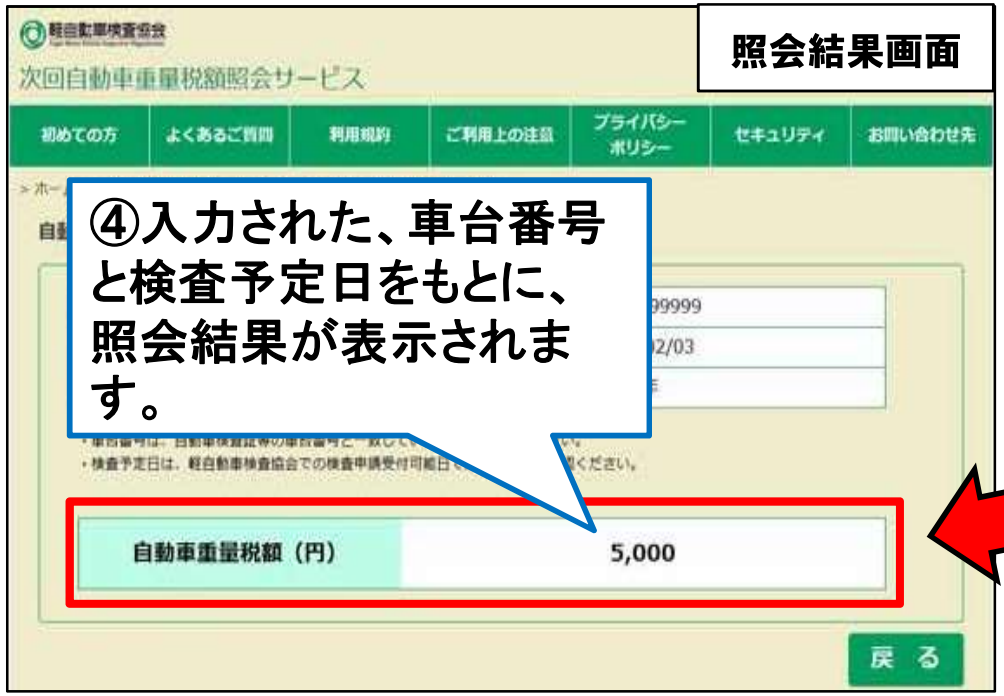


①照会画面をクリック



②車台番号、検査予定日を入力。
※車台番号、検査予定日の入力は必須となります。

③照会をクリック



④入力された、車台番号と検査予定日をもとに、照会結果が表示されます。

第六章　関連資料

１．景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）

景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。



景品表示法の概要

景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

消費者庁ほか

不当な顧客誘引の禁止（P3～14）

不当表示の禁止
（P3～12）

- 優良誤認表示の禁止（P5）
- 有利誤認表示の禁止（P9）
- その他　誤認されるおそれがある表示の禁止（P11）

景品類の制限及び禁止
（P13～14）

- 一般懸賞による景品類の提供制限（最高額・総額）
- 共同懸賞による景品類の提供制限（最高額・総額）
- 総付景品の提供制限（最高額）

事業者

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（P15～18）

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等（表示等管理担当者）を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

事業者・事業者団体

公正競争規約（P19～20）

自主的かつ合理的に、良い商品・サービスを選べます。

不当表示の禁止



景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他 誤認されるおそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態（いわゆる食品表示等問題）が発生しました。

この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方（※）を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置（15ページ～）が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことによって行政の監視指導態勢の強化（21ページ）が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度（22ページ）が導入されました。

（※）詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日　消費者庁）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。



表示の例



チラシ・パンフレット、カタログ



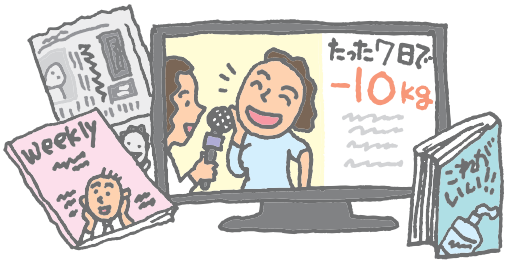
容器、パッケージ、ラベル



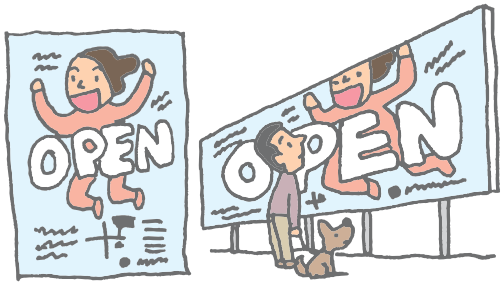
ダイレクトメール、ファクシミリ広告



ディスプレイ(陳列)、実演広告



新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



ポスター、看板



セールストーク (訪問・電話)



インターネット上の広告、メール

「優良誤認表示」とは？

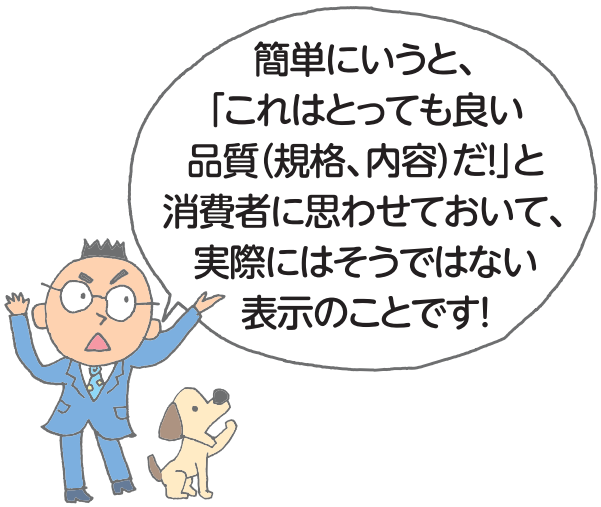
優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品　質	規　格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。



合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7～8ページの「『不実証広告規制』とは?」をご覧ください。

食品 牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



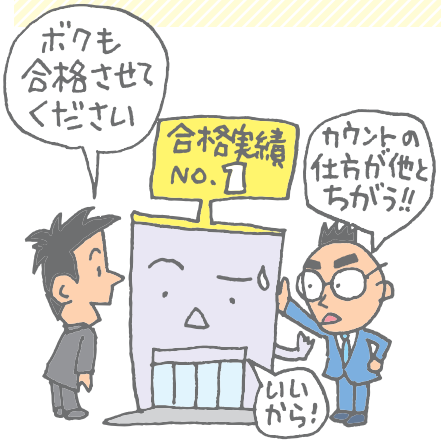
自動車 中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



予備校 予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



LED電球 LED電球の明るさ

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。

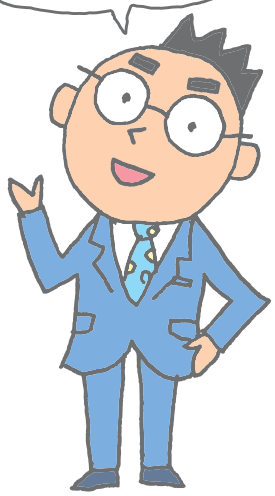


コピー用紙 コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



「不実証広告規制」とは？

合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は、商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、その事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。当該資料が提出されない場合、当該表示は不当表示とみなされます。

資料の提出期限

消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまでの期間（正当な事由※があると認められる場合を除きます。）

※個別の事案ごとに判断されますが、新たな又は追加的な試験・調査を実施する必要があるなどの理由は正当な事由とは認められません。

「合理的な根拠」の判断基準

(1) 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

客観的に実証された内容のものとは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア：試験・調査によって得られた結果

試験・調査の方法：

関連する学術界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法により実施する必要があります。学術界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法が存在しない場合は、社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法で実施する必要があります。

（注）上記の方法で実施されている限り、事業者自身や当該事業者の関係機関が行った試験・調査であっても、表示の裏付けとなる根拠として提出することが可能です。
　なお、消費者の体験談やモニターの意見等を根拠として提出する場合には、統計的に客観性が十分に確保されている必要があります。

イ：専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

見解・学術文献の基準：

専門家等が客観的に評価した見解又は学術文献で、当該専門分野で一般的に認められているものが求められます。

(2) 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

提出資料がそれ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければなりません。

食品　ダイエット食品の痩身効果

あたかも、食事制限をすることなく痩せられるかのように表示していたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



空間除菌グッズ　生活空間におけるウィルス除去等の効果

あたかも、商品を使用するだけで、商品に含まれる化学物質の効果により、身の回りのウィルスを除去するなど、周辺の空間を除菌等するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



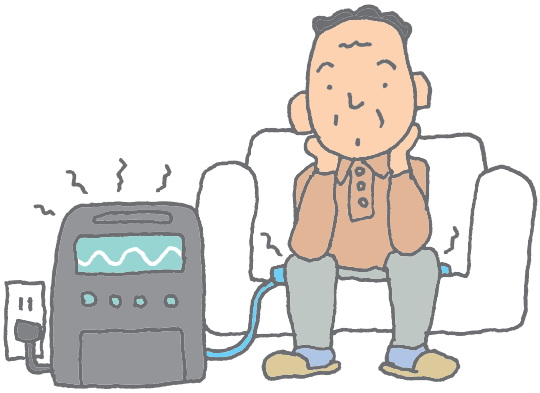
小顔矯正　施術による即効性かつ持続性のある小顔効果

あたかも、施術を受けることで、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



家庭用医療機器　高血圧等の緩解又は治癒の効果

あたかも、機器を継続して使用することで、頭痛等が緩解するだけでなく治癒するかのように、また、高血圧等の特定の疾病若しくは症状も緩解又は治癒するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。





Q　なぜ、あらかじめ合理的な根拠を有している必要があるの?

A　一般消費者への情報提供や説明責任を果たす観点から、事業者は、効果・性能の優良性を示す表示を行う場合、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料をあらかじめ有した上で表示を行うべきであり、そのような資料を有しないまま表示をして販売を行ってはならないと考えられます。

これは、事業者が一般消費者向けに販売する商品について、効果・性能の優良性を示す表示を行う場合、表示に沿った効果・性能がないかもしれないことによる不利益は一般消費者ではなく、商品やサービスに関する情報へのアクセスが容易であり、知識・判断力等において優る事業者が負担すべきと考えられるからです。

景品表示法に基づく不実証広告規制は、上記のような考え方に基づいて設けられた仕組みといえます。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」（平成28年2月5日内閣府令第6号）や「不当景品類及び不当表示防止法第７条第２項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―」（平成15年10月28日　公正取引委員会）をご覧ください。

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_2.pdf

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_34.pdf

「有利誤認表示」とは？

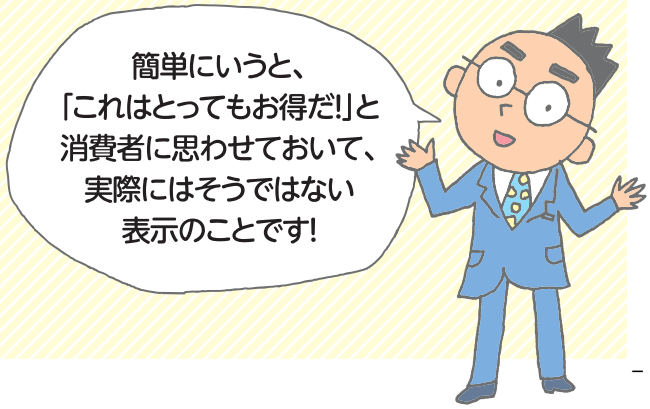
価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示に当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日　公正取引委員会）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf



通信　携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示。



食品　商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あたかも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。



家庭用電化製品　家電量販店の販売価格

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。

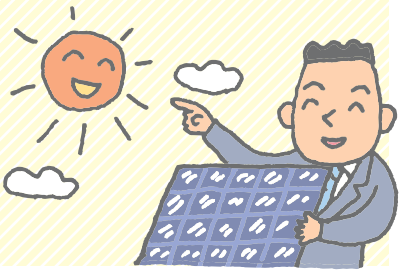


価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です

※取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

住宅用太陽光発電システム　太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あたかも「月々○○円」の売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。



歯列矯正　サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などとして記載された「○○円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示。





Q 不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは?

A　「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点から遡る８週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が８週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して２週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から２週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

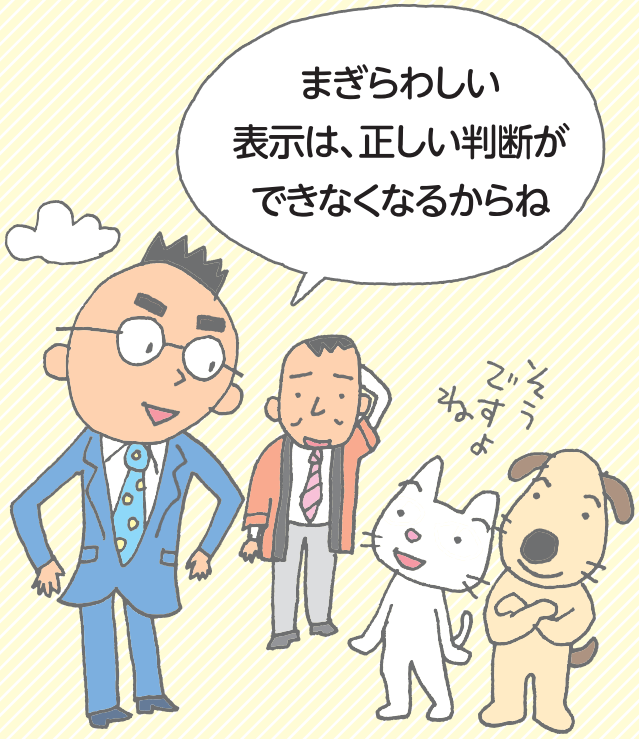
その他 誤認されるおそれのある表示

景品表示法に基づいて、6つの告示が定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応することできない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。



1 無果汁の清涼飲料水等についての表示

（昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号）



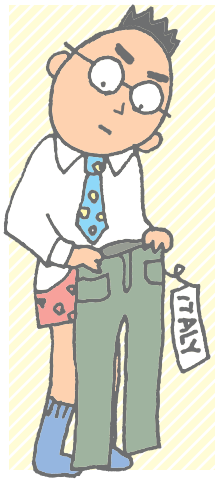
無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5％未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁若しくは果肉の割合（％）を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- ○果実の絵、写真、図案の表示
- ○果汁・果肉と似た色、香り、味（＝表示）



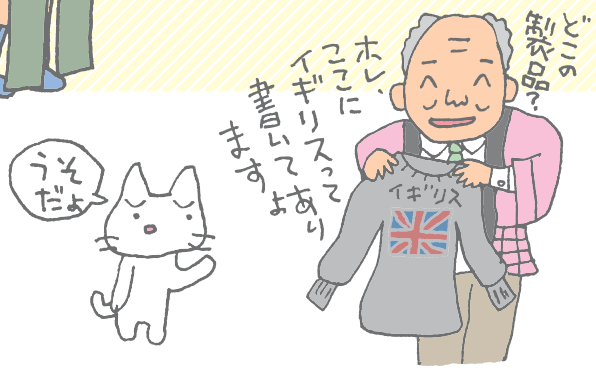
2 商品の原産国に関する不当な表示

（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）



一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ○原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- ○国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- ○外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示



とは？

優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号）

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○融資費用の額の表示
- ○返済事例による融資費用の表示
- ○融資費用の一部についての年建てによる率の表示



4 不動産のおとり広告に関する表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号）

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○**実在しないため、取引できない不動産についての表示**（例…実在しない住所・地番を掲載した物件）
- ○**実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示**（例…売約済みの物件）
- ○**実在するが、取引する意思がない不動産についての表示**（例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合）

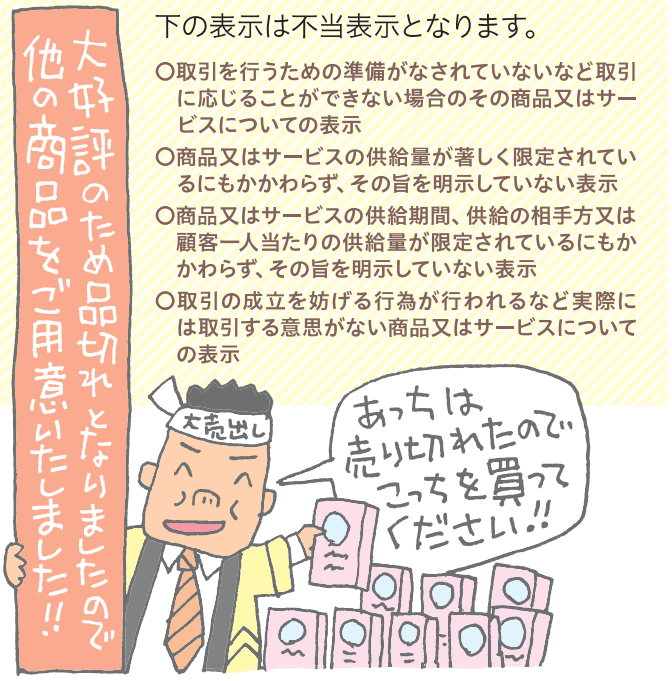


5 おとり広告に関する表示

（平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号）

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○取引を行うための準備がなされていないなど取引に応じることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- ○商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示



6 有料老人ホームに関する不当な表示

（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下のような表示は、不当表示となります。

- ○入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- ○介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- ○夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示 など

